

## 厚岸町議会 第2回定例会

平成19年6月20日  
午前10時00分開会

- 議長（南谷議員） ただいまより平成19年厚岸町議会第2回定例会を開会いたします。
- 議長（南谷議員） 直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。
- 議長（南谷議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、3番、佐々木議員、4番、高橋議員を指名いたします。
- 議長（南谷議員） 日程第2、議会運営委員会報告書を議題といたします。  
委員長の報告を求めます。  
10番、谷口委員長。
- 谷口委員長 議会運営委員会より、第2回定例会の議事運営について、去る6月18日、委員会を開催し、協議をいたしました。その結果についてご報告申し上げます。  
(1) 報告についてであります。諸般報告、例月出納検査報告、行政報告が行われます。行政報告については、有明町営住宅の火災について、さらに学校適正配置計画についてであります。  
議会提出の案件についてであります。推薦第1号 農業委員の推薦については、本会議において審査をいたします。発議案第3号 厚岸町議会広報特別委員会の設置については、本会議において審査をいたします。選挙第6号 北海道後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙については、本議会において選挙を行います。意見書案第4号 医師・看護師不足の解決と地域医療を守る要望意見書、これについても本会議において審査をすることにいたします。議員の派遣について、これについても本会議にて議決をすることになっております。  
各委員会から予定される案件であります。閉会中の継続審査の申し出については、各常任委員会及び議会運営委員会から提出されます。  
次に、町長提案の議案についてであります。報告第5号から7号についてであります。これについては、本会議において審査をいたします。議案第43号、人事案件でございますが、これについても本会議で審査をいたします。議案第44号から46号、一般議案であります。これについても本会議において審査をいたします。議案第47号から49号、条例の制定であります。審査方法は本会議において審査をいたします。議案第50号から52号、これについては一般会計ほかの補正予算であります。各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中の審査をすることといたします。

次に、一般質問であります。通告者は5名であります。

最後に、会期の決定についてであります。本日6月20日より22日までの3日間といたします。

以上でございます。

●議長（南谷議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

●議長（南谷議員） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会報告にありましたように、本日から22日までの3日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から22日までの3日間とすることに決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付いたしました予定表のとおりでありますので、ご了承願います。

●議長（南谷議員） 日程第4、諸般の報告を行います。

まず、本定例会に提出され、受理されております議案等は別紙付議事件書のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、平成19年3月7日開会の第1回定例会終了時から本日までの議会の動向は、おむね別紙報告書のとおりでありますので、ご了承願います。

なお、6月12日、札幌市で開催されました北海道町村議会議長会第58回定期総会に私が出席いたしましたので、関係資料の一部を配付させていただきました。

この際、議員の皆様申し上げます。関係資料の詳細につきましては、別途議員控室に備えることにしておりますので、ご了承いただき、後ほど閲覧し、ご参考に供していただきたいと思います。

以上、諸般報告といたします。

●議長（南谷議員） 日程第5、例月出納検査報告を議題といたします。

今般、監査委員より、別紙のとおり例月出納検査報告がなされております。ご参考に供していただきたいと思います。

●議長（南谷議員） 日程第6、行政報告を行います。

町長及び教育長から行政報告が求められておりますので、これを許したいと思います。町長。

●町長（若狭町長） おはようございます。

町営住宅有明団地の火災につきまして行政報告をさせていただきます。

平成19年5月25日午後9時50分ごろ、有明町17番地1の昭和55年建設の簡易耐火平屋建て1棟4戸の2号室より出火し、面積約66.68平方メートルが内部全焼したものであります。

出火原因につきましては、厚岸町警察署と厚岸消防署の現場検証によりますと、入居者の過失によるたばこの火の不始末が出火原因と推定されており、早期の消火活動によって、隣接住宅への延焼は免れ、同日午後10時55分ごろ鎮火を見たものであり、入居者などに人的被害がなかったことが不幸中の幸いでありました。

被災入居者については、現在、一時的に親類に身を寄せておりますが、今後の入居対応などについて、同団地内の空き住宅に入居してもらう方向で話し合いを進めているところであります。

被災住宅などの復旧につきましては、5月26日9時30分からの現場検証後、立ち入りできないように閉鎖作業を実施するとともに、同日、電気回線ケーブルの復旧を行い、またNTTケーブルの復旧と消火活動によって水をかぶった1号室の天井と床につきましては、5月28日に通常どおり生活できるよう復旧作業を行ったところであります。

この火災による被害総額は、建物の減価償却を考慮しますと、約276万4,000円と試算されており、これに対する損害賠償請求は、被災入居者の事情などを調査した上、町の顧問弁護士と相談した結果、賠償に応じられる経済状況ではないと判断され、請求は行わないことといたしました。

被災住宅の復旧方法であります。全面復旧を行うとすれば約966万9,000円となりますが、被災住宅は耐用年数30年のところ27年を経過しようとしており、残りの耐用年数と費用対効果を考え、全面復旧は行わず、全焼した内部の撤去と補強工事にとどめることとしたところであります。

なお、この復旧費用につきましては、本定例会に補正予算を上程いただいておりますので、議決後、速やかに実施する予定でありますことを申し添え、行政報告といたします。

- 議長（南谷議員） 次に、教育長からの行政報告を許します。

教育長。

- 教育長（富澤教育長） おはようございます。

私の方からは、このたび策定いたしました厚岸町立学校の適正配置計画案についてご報告させていただきます。

お手元に配付の厚岸町立学校適正配置計画案を資料としてごらんいただきたいと思います。

全国的な少子化により児童生徒数が減少し、学校の小規模化が進んでいますが、厚岸町においても例外ではありません。学校教育は、団体を行うことを基本としており、学校全体あるいは1学年の児童生徒数や学級数が減少していくことにより、児童生徒の教育条件、教育環境、学校運営等にさまざまな問題が生じてきています。児童生徒の健全な成長を促すためには、一定規模以上の学校で教育が行われることが望ましく、その

ためには、各学校が適正に配置されることが必要です。教育委員会では、平成15年から地域における学校のあり方について、関係地域での懇談会を開催しながら、意見を聴取してきました。本年度においても、地元関係者との話し合いをさせていただきました。その話し合いの内容を踏まえ、このたび厚岸町の児童生徒数の将来推計と学校施設の状況を見据えながら、小中学校の適正規模、適正配置の基本的な考え方を整理し、厚岸町立小中学校の適正配置計画案を策定いたしました。

本計画案の策定に当たっては、大まかに2つの視点を持って検討をいたしました。1つには、学校小規模化による児童生徒の教育条件、教育環境、学校運営等の面からの検討、2つ目には、学校施設整備上の問題、特に施設の耐震性についての検討であります。

まず、学校小規模化による問題ですが、厚岸町による人口推移は、資料編1ページから2ページのデータのとおり、平成4年から平成19年までの15年間で2,443人、18%減少しています。このうち、ゼロ歳から14歳までの人口が46%減少しているのに対し、65歳以上の人口は66%増加しており、少子高齢化が顕著にあらわれています。特に、少子化については、児童数、生徒数及び学級数それぞれ資料編3ページから12ページまでの資料2、3、4において、その影響は明らかです。

このような状況から、学校においては、計画案2ページにもお示ししているような児童生徒の指導上や学校運営上の問題点があり、厚岸町教育委員会としても、将来を展望した厚岸町全体としての教育効果の検討が必要と考えます。

さらに、近年、児童生徒の社会性の低下が指摘される中、学校教育においても、自主性、主体性、社会性、協調性をはぐくむことがますます重要となってきています。このための教育を効果的に展開するためにも、一定規模の集団を確保することが必要となってまいります。

学校規模について申し上げますと、文部科学省の基準では、1校で12学級以上18学級以下が適正な規模を規定されています。しかし、厚岸町内の地域事情では、この基準を適正な規模として学校の配置計画を策定するわけにはいきません。そこで、厚岸町が考える適正規模として、最低でも同級生がいることと、教職員配置が必要最低限確保できる規模として、小学校12人3学級以上、中学校6人2学級以上と方針づけました。

もう一つの視点であります学校施設状況及び今後の施設整備の見通しについてであります。

学校施設の安全確保についてはもちろんですが、特に500年間隔地震の可能性が示されている今、耐震性を確保できる学校の施設整備が求められています。しかし、さらなる財政改革を進めなければならない現在の厚岸町の経済財政状況では、学校施設の老朽化への対応及び耐震化推進計画の策定に当たっては、今回示す一定の学校規模以上であっても、多額の事業費を要する施設整備は極めて難しい状況であります。したがって、学校の統廃合も含めて本計画案において、もう一つの柱として検討することといたしました。

現在の町立学校における耐震に対する現況は、町立学校13校中9校が昭和56年の新耐震基準施行以前に建設された建物であり、老朽化も進んでいることから、その安全性の確保が急務であります。これまで、平成16年度に耐震化優先度調査、昨年度までに耐震診断における第一次診断を実施してまいりました。これらの状況については、計画案の

4 ページから 6 ページにありますように、今後も耐震診断及び耐震化事業が必要となっている状況です。

以上、本計画の柱とも言うべき 2 つの視点についての検討結果と今まで実施してきた地域との協議内容も勘案して、厚岸町における小中学校適正配置計画の具体的な内容を次のとおり示します。

1、厚岸小学校、真龍小学校、太田小学校、床潭小学校及び太田中学校については、現状維持とします。

2、厚岸中学校、真龍中学校については、学校配置の面では現状維持としますが、施設面では耐震化事業が必要であり、耐震診断を行った後、耐震補強の計画を策定します。

3、上尾幌小学校及び上尾幌中学校については、小学校が平成20年度、中学校が平成23年度に在校生がゼロになることから、平成21年4月をめどに、真龍小学校及び真龍中学校への統合を進めます。

4、尾幌小学校、厚静小学校及び尾幌中学校については、厚岸町における基本的な学校規模が将来的には維持できなくなってきたことや、施設面での老朽化が著しく、耐震化に向けた大規模改修または改築が必要な状況であります。しかし、近年の厳しい財政状況では、その施設整備は極めて困難であることから、厚静小学校においては、平成20年4月をめどに真龍小学校への統合、尾幌小中学校については、平成21年4月をめどに、真龍小学校及び真龍中学校、あるいは太田小学校及び太田中学校への統合を進めます。

5、高知小学校及び高知中学校については、学校規模の状況から、統合が必要と考えますが、当面、施設面での整備が必要ないことや、地理的条件による通学時間等の問題もあり、当分は統合年度を示さず、継続的に協議を進めます。

6、片無去小学校及び片無去中学校については、学校規模の状況から、統合が必要と考えますが、耐震化を含む整備についての優先度が低いことと、児童生徒の減少が予測より緩やかであり、今後も少ないながらも安定することから、今後とも継続的に協議を進めてまいります。

7、最後に、現在、休校中の糸魚沢小学校については、平成21年4月をめどに廃校とすべく、地域との協議を進めます。

次に、統廃合の通学対策及び今後の取り進め方については、9 ページ記載のとおりですが、学校の適正配置は極めて難しい問題であります。しかし、義務教育においては、児童生徒一人一人に対する教育の内容や水準に学校ごとの格差があってもよいはずはなく、教育条件、教育環境について、十分な配慮がされるべきであると考えます。

しかし、各学校には、それぞれの歴史とともに、地域社会との深い結びつきを持っています。これらを踏まえ、今後とも保護者、地域住民の意見を尊重し、学校、地域、行政が連携しながら進めていく必要があります。

以上、本計画案についてご報告申し上げましたが、今回の計画策定に当たり、私どもが常に念頭に置いたのは、子供たちにとってどうなのかという視点であります。今後も、その視点を変えることなく、計画実現に向け努力してまいりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます、行政報告といたします。

●議長（南谷議員） これより、行政報告に対する質疑を行います。

なお、報告に対する質疑は、厚岸町議会会議運用内規22にありますとおり、内容の疑義をたずねる程度にとどめていただきます。

（な し）

●議長（南谷議員） なければ、以上で行政報告を終わります。

●議長（南谷議員） 日程第7、推薦第1号 農業委員の推薦についてを議題といたします。

本件については、平成19年5月31日付をもって、議会が推薦する学識経験を有する現職の委員2名が辞任されましたので、本定例会で新たに推薦しようとするものであります。

お諮りいたします。

議会が推薦する農業委員の人数は2名とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、議会が推薦する学識経験を有する農業委員の人数は2名といたします。

次に、2名の委員の推薦の方法についてお諮りいたします。

12番、岩谷議員。

●岩谷議員 議長の指名にてお願いしたいと思っております。

●議長（南谷議員） ただいま、議長の指名の声がありますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認め、議長において選考することに決定いたしました。暫時休憩いたします。

午前10時25分休憩

午前10時25分再開

●議長（南谷議員） 再開いたします。

それでは、選考結果を申し上げます。

議会が推薦する学識経験を有する農業委員には、安達由圃さん、石澤由紀子さん、以

上2名を選考いたしました。

まず、本件の議事については、安達議員は地方自治法第117条の規定により除斥されますので、退席を求めます。

いないですね。

(安達由圃議員退席)

- 議長（南谷議員） 初めに、安達議員についてお諮りいたします。  
安達議員を推薦することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。  
よって、安達議員を農業委員に推薦することに決定いたしました。  
次に、石澤議員は地方自治法第117条の規定により除斥されますので、退席を求めます。

(石澤由紀子議員退席)

- 議長（南谷議員） 石澤議員についてお諮りいたします。  
石澤議員を推薦することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。  
よって、石澤議員を農業委員に推薦することに決定いたしました。

- 議長（南谷議員） 日程第8、発議案第3号 厚岸町議会広報特別委員会の設置についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者であります音喜多議員より提案理由の説明を求めます。  
1番、音喜多議員。

- 音喜多議員 ただいま上程いただきました発議案第3号 厚岸町議会広報特別委員会の設置について、その提案理由の説明を申し上げます。

議会広報は、既に皆様ご承知のように、住民に対して議会の活動内容を積極的にお知らせし、そのことによって議会に関心を深めてもらい、理解してもらうのが大きな理由となっております。

当議会は、平成3年5月に議会広報特別委員会を設置し、以来16年間にわたり広報発行を行い、発行号数も既に64号を数え、定例会前に発行される議会だよりは住民の間に定着したものと考えております。このことから、今後においても、引き続き広報発行を行い、住民の期待にこたえる議会活動を心がけてまいりたいと思います。

特別委員会の具体的な活動内容については、委員会設置後に選任された委員によって検討されますが、議員各位におかれましては、特段のご理解をいただき、ご賛同をお願い申し上げる次第であります。

以上、提案理由といたします。

●議長（南谷議員） これより質疑を行います。

（な し）

●議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案とおりに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

それでは、委員の選考方法についてお諮りいたします。

12番、岩谷議員。

●岩谷議員 議長指名で決定いただきたいと思います。

●議長（南谷議員） ただいま、議長指名の声がありましたが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

私から指名をさせていただきます。

暫時休憩いたします。

午前10時30分休憩

午前10時31分再開

●議長（南谷議員） 再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま設置されました厚岸町議会広報特別委員会の委員については、厚岸町議会委員会条例第7条第1項の規定により、堀議員、佐々木議員、大野議員、竹田議員、石澤議員、以上5名を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。



(「異議なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました堀議員、佐々木議員、大野議員、竹田議員、石澤議員、以上5名の議員を厚岸町議会広報特別委員会の委員に選任することに決しました。

ただいま設置されました厚岸町議会広報特別委員会開催のため、本会議を休憩いたします。

午前10時32分休憩

午前10時46分再開

- 議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

この際、諸般の報告を行います。

休憩中に厚岸町議会広報特別委員会が開催され、委員長、副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので、報告いたします。

委員長には堀委員、副委員長には大野委員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

- 議長（南谷議員） 日程第9、報告第5号 繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税財政課長。

- 税財政課長（佐藤課長） ただいま上程いただきました報告第5号 繰越明許費繰越計算書の報告について、その内容の説明をさせていただきます。

議案書の1ページをお開き願います。

内容につきましては、本年3月第1回定例町議会におきまして議決をいただきました平成18年度厚岸町介護保険特別会計補正予算の繰越明許費にかかわる歳出予算の経費を平成19年度に繰り越したものでございます。

本文でございますが、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成18年度厚岸町繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告させていただくものであります。

2ページをお開きください。

平成18年度厚岸町繰越明許費繰越計算書、介護保険特別会計であります。

1款総務費、1項総務管理費、事業名、介護保険事務電算処理、翌年度繰越額として182万2,000円、その財源として、未収入特定財源である国庫支出金を84万5,000円、一般財源を97万7,000円繰り越したものでございます。

以上、まことに簡単な説明でございますが、報告第5号の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（南谷議員） これより質疑を行います。

（な し）

●議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

●議長（南谷議員） 日程第10、報告第6号 社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会経営状況説明書の提出についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） ただいま上程いただきました報告第6号 社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会経営状況説明書の提出について、その内容をご説明申し上げます。

なお、この経営状況説明書は、地方自治法第243条の3第2項の規定により、本議会に報告するものでございます。

経営状況説明書は、別冊で用意させていただいておりますので、これをごらんいただきたいと存じます。

初めに、社会福祉法人の会計処理についてであります。昨年もご説明させていただきましたが、平成14年から損益計算書の導入などを含む社会福祉法人会計基準を本格導入して、厚岸町社会福祉協議会においても、この基準に基づいた会計処理が行われているところであります。

また、昨年度より会計区分を8区分に整理統合し、公益会計区分を一般会計に包括した中で、事務の簡素合理化を図ることとし、一般会計のみの1会計区分となっております。

それでは、経営状況説明書の1ページ目をお開き願います。

平成18年度事業報告書でございます。

次に、2ページ目には目次、3ページ目には総括説明がございます。内容について、要点をご説明申し上げます。

総括的には、当初心配された厳しい事業運営も、努力の結果、事業計画を上回る事業成績を得ることができました。法人運営事業では、健全な法人運営、事業の推進を図り、経営の安定化を図るため、財政基盤の確立を図る取り組みができました。

福祉推進事業では、小地域ネットワーク活動やノーマライゼーションの普及推進を図

ることができました。

受託事業では、外出支援サービス事業など、町からの受託事業を着実に実施することができました。

4ページでございますが、訪問介護と居宅介護支援事業では、介護保険制度の改正や障害者自立支援法が施行される中、事業従事者の資質向上を図りながら、質の高いサービスの提供に努めることができました。

ボランティアセンター運営事業では、ボランティアコーディネーターを配置し、ボランティアの養成と組織体制づくりに努めることができました。

湖南地区在宅介護支援センターは、老人介護支援センターとして継続し、在宅介護等に関する総合相談を実施するとともに、今後に向けた介護予防事業の受託検討の体制をとることができました。

次の5ページから18ページにつきましては、平成18年度の各事業報告であり、事業名、実施日、場所、内容などを記載しております。

5ページは、法人運営事業の内容で、理事会、評議員会等の開催、続き6ページには、部会の開催、道社協及び釧路地区社協関係会議への参加、役職員研修の実施内容です。7ページには、会員と会費の状況、福祉団体等への助成についての内容です。続きます8ページには、調査広報事業として、広報活動の内容が記載されております。福祉推進事業の内容は、小地域ネットワーク事業として、たすけあいチーム事業の実施、地域福祉懇談会の開催、9ページには、ノーマライゼーション普及事業として、歳15回すこやか健康福祉運動会の実施と厚岸町障害者（児）ふれあいフェスティバル「こう福祉21」への支援・参加協力、高齢者福祉推進事業として、ふれあい会食会の実施、共同募金協力事業として赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金への協力、10ページ目には、赤い羽根チャリティーパークゴルフ大会の実施の内容、平成18年7月1日から実施した老人介護支援センター事業の内容となっております。

次に、受託事業は、いずれも町からの受託事業の内容で、外出支援サービス事業、老人福祉事業（福祉バス）、11ページには、福祉相談事業として、福祉相談所運営委員会の開催、福祉中央相談所の開設、法律相談の実施、生活管理指導員派遣事業における派遣の状況、12ページには、地域福祉ネットワーク事業として、ボランティア情報誌の発行、ボランティア活動の相談・あっせん、ボランティア実践講座口座の開催、ボランティアコーディネーターの配置、ハートコール事業の実施、災害救援ボランティア講座の開催の内容となっております。

次に、13ページとなりますが、指定訪問介護事業の内容は、事業内容、利用状況で、介護保険制度におけるホームヘルプサービス利用者数は、前年比2.1%増の1,464人となっており、職員研修の実施、続く14ページには、障害福祉サービス事業の内容、利用状況となっております。

15ページの介護保険制度の適用を受けます指定居宅介護支援事業の内容は、事業内容、利用状況、職員研修の実施の内容で、利用者の合計は、前年比18.8%減の1,312人と、介護保険制度の改正によるケアマネジャー1人当たりの取扱件数が約50名から40名に圧縮された影響があったものでございます。

16ページには、ボランティアセンター運営事業の内容は、ボランティアセンター運営

委員会の開催、福祉教育・ボランティア普及活動学校助成事業、中高校生福祉体験学習事業、訪問介護員養成研修2級課程の実施、障害ボランティア研修の実施であります。17ページのちょこっとボランティア「ちょボラの日」の実施の内容です。

次に、福祉センター運営事業では、利用状況などの内容が記載されております。

最後の資金貸付事業の内容では、生活福祉資金貸付調査委員会の開催、生活福祉資金貸付状況、低所得者資金貸付状況の内容となっております。

続きまして、19ページからは平成18年度決算報告書であります。

21ページをお開き願います。

平成18年度一般会計収支予算（資金収支計算書）総括表です。

なお、民間会社と同様の基準で作成され、経常活動による収支、施設整備による収支、財務活動による収支の3つの区分でお金の動きを把握するようになっております。

経常活動による収支は、本来の事業活動によって資金を生み出し、設備投資や借入金の返済能力があるかどうかを判定するものです。施設整備による収支は、補助金や寄附金などにより、どの程度の施設整備が進められているかをチェックいたします。財務活動による収支は、借入金返済、預金積立金等を把握するとともに、経常活動と施設整備を含めた全体を把握します。

なお、22ページから25ページが予算内訳表、26ページから29ページが決算内訳表となっており、事業ごとの収支はそれぞれ記載のとおりですが、8区分の事業区分について、一般会計全体にわたる収入支出の内容がわかりやすいようにという社協独自の様式で作成されているものでございます。

22ページに戻り、お開き願います。

一般会計の右隣、法人運営事業では、厚岸町社会福祉協議会の運営に係る決算であります。

収入の主なものは、町からの補助金2,554万6,000円であり、支出の主なものは人件費となっております。

続いて、福祉推進事業で、小地域ネットワーク事業、ノーマライゼーション事業、高齢者福祉推進事業、共同募金協力事業、老人介護支援センター事業で、次の受託事業は厚岸町からの受託事業で、外出支援サービス事業、老人福祉事業、福祉相談事業、続く24ページでは、生活管理指導員派遣事業、地域福祉ネットワーク事業で、次の訪問介護事業は、訪問介護事業として介護保険収入を主財源とするものと、障害者自立支援法における給付費制度による障害福祉サービス事業で、居宅介護支援事業、ボランティアセンター運営事業、福祉センター運営事業と続き、資金貸付事業として、低所得者資金貸付事業、生活福祉資金貸付事業まで8つの事業区分にまとめ、その内容を記載しております。

21ページにお戻り願います。

一般会計収支予算（資金収支計算書）ですが、決算額は一般会計全体の当期資金収支差額合計が表の下から3行目に記載しております。当期資金収支差額合計は614万2,528円となっております。前期繰り越しに相当する前期末支払資金残高を加えることにより、当期末支払資金残高は1,336万1,833円となっている内容です。

なお、30ページから32ページは、資金収支計算書の説明資料となっております。説明

は省略させていただきます。

次に、33ページをお開き願います。

一般会計事業活動収支計算書（総括表）で、損益計算書に相当するもので、34ページから37ページまでの事業ごとに内訳を作成している内容で、記載のとおりでございます。

続く38ページと39ページは、事業活動収支計算書の説明資料となっております。説明は記載のとおりでございます。省略させていただきます。

次に、40ページは、平成19年3月31日現在の一般会計貸借対照表です。

資産の分の一番下の欄の資産の部合計9億224万2,964円につきましては、負債の部合計1億7,451万6,092円に純資産の部合計7億2,772万6,872円を加えた額が、右側の最下段の負債及び純資産の部合計欄に9億224万2,964円として記載され、これは同額として一致するものでございます。

なお、先ほどの21ページの（資金収支計算書）の当期末支払資金残高1,336万1,833円につきましては、貸借対照表流動資産2,188万6,715円から流動負債852万4,882円を引いた額と一致するものとなっております。

また、右側下から5行目の次期繰越活動収支差額3億6,617万3,863円につきましては、33ページの損益計算書に相当する活動収支計算書の最下段、次期繰越活動収支差額と一致するものでございます。

次に、41、42ページは財産目録で、内容につきましては記載のとおりですので、説明は省略させていただきます。

43ページは、社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会の監査報告書でございます。平成19年5月11日に、会計及び業務内容並びに事務遂行状況について監査を受けた報告内容となっております。

次に、14ページからは平成19年度事業計画書でございます。

17ページに、大きく分けて事業方針と重点推進項目として4項目が挙げられております。1として、社協組織の充実強化と財政基盤の確立、2として、地域に密着した総合的福祉サービスの確立・推進、3として、制度改正に対応したサービスの安定供給体制の確立、4として、ボランティアセンターの充実強化と住民参加の促進でございます。

次の48ページから50ページに事業実施計画としまして、具体的内容が記載されております。説明は省略させていただきます。

51ページからは資金収支予算書で、53ページは一般会計資金収支予算（総括表）でございます。

54ページをお開き願います。

57ページまで、平成19年度の一般会計資金収支予算（総括一覧表）となっております。

次に、59ページをお開き願います。

（1の1）は経理区分：法人運営事業となっております。79ページの（8-2）経理区分：資金貸付事業まで、それぞれ事業ごとの予算となっております。内容の説明につきましては省略させていただきます。

それでは、53ページにお戻り願います。

平成19年度の一般会計資金収支予算（総括表）ですが、すべての事業の合計が記載されております。一般会計の収支を集計し、前年度と比較したものでございます。最下段

から3行目の当期資金収支差額合計145万3,000円となっております。前年度当期の予算額と比較いたしますと、74万5,000円の増額となっております。

最後に、最終ページの80ページでございます。

社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会役員名簿でございます。このたび改選が行われ、任期は平成19年5月23日から平成21年5月22日までとなっております。

以上、大変雑駁な説明でございますが、報告第6号につきまして、ご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

●議長（南谷議員） これより質疑を行います。

（な し）

●議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。

これをもって報告済みといたします。

●議長（南谷議員） 日程第11、報告第7号 株式会社厚岸味覚ターミナル経営状況説明書の提出についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（北村課長） ただいま上程いただきました報告第7号 株式会社厚岸味覚ターミナル経営状況説明書の提出について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社厚岸味覚ターミナルの経営状況を説明する書類を次のとおり提出するものでありますが、その内容を説明させていただきます。

別添、報告第7号 株式会社厚岸味覚ターミナル経営状況説明書1ページをお開きください。

第14期の営業報告書で、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの事業期間に関するものであります。

次ページをお開きください。

総括事項であります。昨年の北海道観光は、7月1日、2日に阿寒湖温泉で開催された日本、中国、韓国観光担当大臣会合を起爆剤として、観光客誘致への波及効果が期待されましたが、その効果は少なく、釧根地域の観光産業は依然として厳しい年となりました。

コンキリエとしても、新体制のもと、各営業部門において明確な政策を掲げ、季節感と躍動感のある施設を目指し、社員一丸となって取り組みました。

話題を発信し、集客を得ることをコンセプトにした営業では、北海道の道の駅として最初に取り組んだインターネット無料接続サービスが挙げられ、お客様からは「新時代の観光サービス」と大きく評価を受け、道産米チェンジ企画にも賛同し、全メニューを北海道産に切りかえるなど、大変話題の多い年となりました。

また、広域での連携を図るため、釧路町、厚岸町、浜中町による3町で北太平洋シー

サイドラインを核とした連携型観光の誘客にも積極的に取り組みました。その結果として、年間における入館者数は20万7,147人、前年比6.6%の増となりました。売上高におきましても、2億1,861万5,000円、前年比9.9%の増額となりました。

しかし、11月のカキの出荷自粛、12月のノロウイルスによる風評被害、さらには全国に及んだ記録的な暖冬のあおりで、道東地区の観光産業は大変大きな影響を受け、12月以降、さまざまな営業施策を掲げ展開しましたが、年度計画の売り上げを確保することができませんでした。

総務事項につきましては、記載のとおりであり、つけ加えることはございません。

次に、4ページの月別入館者についてであります。旅行会社が関与する入館者は、平成16年度が4,297人、平成17年度では5,863人、平成18年度では5,260人と、前年対比10.3%と減少しております。一般入館者については、平成17年度では19万4,323人の入館が、平成18年度では20万1,887人で、前年度対比6.6%と増加しており、これは道東観光が厳しい中、いろいろなイベントに取り組み、集客にあらわれたと考えられます。

次に、5ページからの決算報告についてであります。事業期間は平成18年4月1日から平成19年3月31日までであります。

6ページをお開きください。

まず、貸借対照表についてであります。資産の部では、流動資産5,337万9,139円で前年度対比8.4%減で、固定資産では、447万752円で前年度対比15.7%減少し、資産合計では、前年度対比9.0%減となっております。また、負債の部においては、前年度対比7.1%増加しております。純資産の部につきましても、前年度に引き続き赤字となり、利益剰余金マイナス1,739万8,210円で、その結果、資本合計では、資本金の額6,500万円を大きく割り込む結果となっております。

次ページ、7ページの財産目録と10ページ、株主資本等変動計算書、11ページの個別注記表については、商法の改正に伴い、新たに会社法が制定され、株式会社の決算に関する書類が明確に規定され、本年度から添付いたしました。内容は記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

8ページをごらんください。

損益計算書ですが、売上高は前年度比9.9%増の2億1,861万5,072円、売上原価は前年度比10.9%増の1億1,517万1,478円で、売上高から売上原価を差し引いた売上総利益は1億344万3,594円で、前年度比8.8%の増となっております。

一方、経費であります。販売費及び一般管理費は1億1,074万2,019円で、次ページに内訳を示しております。一昨年の冬期炙屋の閉鎖で経費の軽減を試みましたが、思うような経費の軽減に結びつかず、昨年は炙屋を再開し、さらなる経費の軽減に努め、対前年度比5.9%減の729万8,425円を営業損失として計上したところであります。

その他の営業外収益を加えても、557万3,980円の経常損失となり、法人税等や前期繰越損失を加えた当期純損失は644万2,689円となったものであります。この損失の処理につきましては、13ページに示しておりますが、次期繰越損失として処理されたものであります。

14ページは部門別収支決算書であります。営業利益で見ますと、レストラン部門では629万7,225円、対前年比38.4%の増、魚介市場部門では774万4,807円、対前年比33.4

%の増、喫茶部門では276万7,976円、対前年度比11.3%の増、展示販売部門では1,492万6,618円、対前年度比30.5%の増となっており、すべての部門で前年度を上回っております。

15ページからは、平成19年度の営業活動計画についてであります。

16ページの営業の概要では、本年度、釧路湿原国立公園は指定20周年を迎え、観光客誘致の動機づけとして、自然環境素材を活用した誘客活動の展開、近年注目されるエコロハス、スローライフといった自然をテーマにした団塊層の個人型旅行が期待されますので、前年に引き続き、当施設を中心とした拠点型広域観光と、旅と食の情報発信を推進強化します。

また、道東エリアの6つの道の駅との新しい広域な連携を模索することと、懸案事項である旅行会社に対し積極的な営業活動を行い、道東観光誘致に向けた観光誘客宣伝事業、拠点型広域観光事業、体験型観光誘客事業、販売促進及びイベント事業など、総合的な展開を目指すとしております。

部門営業対策の総務部門では、よりリアルタイムな観光情報の要望に伴い、総合観光案内所にパソコンを導入し、訪れるお客様に対し、広域な観光情報の提供を目指します。

また、社員教育においては、アンケート調査にて得た意見などを分析し、昨年同様に各種講習会、社内勉強会などを行い、さらなるレベルアップに努めたいとしております。

レストラン部門では、今年度は新たに「道の駅弁」を加えたプラスアルファの売り上げを目指すとともに、昨年にも引き続き、北海道産の食材、道産小麦を使用したメニューを打ち出し、より一層の地産地消をPRするとしています。

魚介市場・炙屋部門では、近年、売り上げの落ち込みが著しく、早急な改善策を求められており、売り上げを構成するアイテムなどの見直しを早急に図り、地元で生産される食材を季節ごとに打ち出し、話題性のある飲食コーナーを目指し、昨年とり行った食体験ツアーを十分に分析し、第二弾となる食ツアーを企画したいとしております。

販売展示コーナー部門では、新メニューとして、厚岸町の観光十景をイメージしたデザートの新規開発をするとともに、既存の人気アイテムに付加価値をつけ、単価の底上げを図ろうとしております。

喫茶コーナー部門では、昨年同様に販売データの収集により、Aランク商品の拡大販売を実施するとしていますし、友好都市山形県村山市からのしゅんの食材を取り寄せた産地直送販売や、釧路管内に存在する近隣の道の駅物産交流を展開するとしています。

18ページは、平成19年度における部門別収支計画書であります。本年については、昨年同様、炙屋も含め、通常営業に戻し、さらなる経費の圧縮に努め、売上額を平成16年度実績を目標に、収支の均衡を図ろうとする内容となっております。

以上、経営状況説明書の内容をかいつまんで説明いたしました。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（南谷議員） これより質疑を行います。

6番、佐齋議員。

●佐齋議員 販売店の一般管理費でお聞きしたいんですが、給与手当と出てますけれども、



給与手当の職員のあれですか。

それから、見ますと、これ、職員は社員が8名、臨時社員が3名、これはあれですか、こっちは給与手当なんですか。それから、パートの方はこれ、賃金になるんですか。その辺。そして、パートのあれは、全体的に何名ぐらい使われて、時給でどのぐらい払われているのか。それから、給料の方は何名の分なのか、それをちょっと教えてください。

●議長（南谷議員） 休憩いたします。

午前11時21分休憩

午前11時27分再開

●議長（南谷議員） 再開いたします。

まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（北村課長） 大変時間を割きまして、まことに申しわけございません。

ご質問の件の関係でございます。まず最初には、社員と臨時社員の関係の給与費の関係については、社員、臨時社員については給与費で支出されている。それと、パートやなんかの雇用については、臨時という形で、賃金の方で掲載されている。販売管理費の方ですね。一般管理費の方で、そんなふうになっております。

そして、パート等についての賃金関係でございますけれども、学生アルバイトについては時給が650円、普通一般パートについては700円という形になっております。

それで、従業員の総数そのものについては、今現在、つかみ切れませんが、季節によってそれぞれ雇用人数が臨時が変わるという形になっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、社員の給与については、現在、臨時社員が2月段階で1名やめておりますので、2月末ですね。平均でいいますと、単純に12名で年間給与費の法定福利費を除いたやつを割りますと、年間1人当たりの給与は364万5,000円くらいという形になっておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

●議長（南谷議員） 6番、佐齋議員。

●佐齋議員 入りに対して、これ、人件費はどれくらいの率を見ているんですか。

●議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（北村課長） すみません、計算に手間どりました。

単純に売上高に対する人件費、販売費、一般管理費の中の賃金から給与手当までのやつを合計したものを割りますと、一応賃金というか、給与費の割合は32.6%という形

になります。

●議長（南谷議員） 6番、佐齋議員。

●佐齋議員 32.6%といたら、結構高いですね。一般だとこんなにならないと思うんですね。もうこれなら経費食われてしまいますね。

それで、パートの時給あたりは、一般のところは、道の最低基準よりは、学生を除いて700円ならば、高い方ですね。ただ、製造業の場合はまだ高いんだらうと思うけれども、ただ、決算を見ますと、こういう前のデータであれば、ある程度やっぱりその辺を加味しなければ、単純計算すると、職員の給料というものは大体、全部入れて、プールにして、人数で割ると、大体30万円くらいの給料と。それなら、私は悪くない給料だと思うんですね。

ただ、計算上マイナスであれば、これ、一遍町民見たときに、町からある程度いろいろなもので補助金か何かしているで、マイナスながら、町より、一般よりちょっと高いなという感じになれば、ちょっと批判が出るんじゃないか。だから、その辺、やっぱり十分配慮して加減していただければ、そういう批判が出るんじゃないかということなんですけれども、その辺。

●議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（北村課長） 基本的には、コンキリエを経営していく取締役会の中でもいろいろ議論されて、やはり経費の圧縮という形の中では、やはり人件費そのものは、やはり数の問題であるとか、いろいろなものをやっぱり配慮しなければならない。ただ、1人当たりの賃金にとっても、最低賃金ぎりぎりのちょっと上という感じですから、それほどではない。給与費についても、それぞれのやつを足した計算で、単純に割った計算でしかないわけで、やはりその中で経費の節減を図りながら、何とかそういう赤字の解消に向けた経営に取り組んでいくということは、取締役会でもそういう議論をされながら、経営の改善に努めていこうという形になっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

13番、室崎議員。

●室崎議員 単純なことをお聞きするんですが、営業利益という項目がございます。下から4つ目かな。すみません、14ページ。14ページの表がわかりやすいもんですから、それでお聞きしています。

ここで、総務という欄で3,900万何がしマイナスで出てきますね。言っていることわかりますか。一番左側の下から4の営業利益というところですね。そうすると、レストランから展示販売までのところで3,900万円以上の利益を出していない限り、営業は常にマイナスになる、こういうことなわけですよ。でいいのかということですね。それが1

点。

それに、通常の営業活動している民間では、指定管理費なんていうものはありませんから、それが入っている分を、これを普通の商売の場合には差し引かれるわけですね。そうすると、それぐらいいわば営業で出していないと、通常の商売としては、固定資産税はちょっと置きましても、とんとんであるとは大きな声では言えないと、こういうことになるということが単純に見ると出てくるんですが、仕事の性質だとか目的だとか、いろいろな話があります。今、そういうことをずっと除いてお聞きして、そういうふうに見ればいいのかというのが1点ですね。

それから、今、さきにご質問なされた6番さんの話の中にも、従業員1人で売り上げをどのくらい見なければ健全経営と言えないのかという話があると思います。実際に、今、30何%というのはわかりましたけれども、いわゆる健全企業の場合には、どのくらいが指標になっているんだろうかという話が今なかったもので、それは参考までに教えてください。

それから、予算の方を見ますと、売り上げが1億749万円、決算で1億344万円、営業部門の売り上げの総計はほとんど変わってないわけですよ。そうすると、去年はいろいろな要素があって下がったということが総括事項には書いていますが、これからも大体同じようなところで推移していくであろうというふうに読めるんですが、そういうことですか。

それで、今のさきの議論を聞いていますと、経費の節減を図るということに非常に力点が置かれているようですが、これ、町の予算ですかそういうものと、入ってくるものが、こちらの努力によってどんどんふえたり、あるいは減ったりするようなものではないわけです。したがって、経費をいかに削って、上手に効率的施策を行うかということが非常に大事なことになってきます。要するに、効率的実効性のある行政の展開ということが非常に望まれる。

ところが、こういう商売の場合には、一番大事なのが売り上げをいかに確保していくかということではないのか。その中で、人件費を初めとした経費の節減をどんどんやりますと、結局はサービスの低下を招いてしまって、売り上げの低下を招いてしまうおそれがあるわけですよ。それはもう一番最悪のパターンですよ。悪循環というやつです。そういうふうにならないようにするために、何をしようとしているのか。この点についてもご説明をいただきたいわけであります。

●議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（北村課長） お答え申し上げます。

ご質問の内容は、確かにそのとおりでございまして、先回の取締役会、総大会中においても言われたのは、基本的にはやはりある程度とんとんにやっていく目的というのと、今の売上額では、当然今の赤字のところから解消することはできない。当然、目標数値を、ただ大きく持つことが、それでは予算編成上からも必要……、努力目標として、今回、先ほど言いましたが、最終目標そのものを16年度ベースでまず戻すということが、まず当面のとりあえず単年度分の解消に努めるだろう。ただ、将来的に考えていくに、

やはりもっともっと集客し、経費の節減ばかりを私、強く言いましたけれども、基本的には経費の節減も図りながら、やはり厚岸へ来てもらう、集客を図るために、道の駅連携を図ったり、体験型観光等もどう組ながらという形の中での営業施策も展開していこうという形を考えてございます。

特に、改善の大きな目標とすると、夏場については、それだけの集客力があっていいんですけれども、冬期がどうしても減少してしまう。やはり経営的には大きなマイナス要素になっていると。そうすると、やっぱり冬期の呼び込みといっても、やっぱり道東地方を含めて、なかなか集客できないという形を、何とか夏場の方で営業を努力して、冬場のマイナスを食っていかなければならないという感じになってございます。

やはりそういうためには、冬期においても、ある程度イベントを図りながら、冬期の努力もしながら、夏場については、やはりそこに旅行会社を含めて情報を発信しながら、集客活動を図って、何とか経営を改善化していこうという形の考え方でまず進めていかなければならないというふうに考えております。

したがって、先ほど質問者が1番目に言われたとおり、最終的に営業利益の中でマイナスになっているその分を大きく改善しなければならない目標数値と。大体今の売り上げを、2億何ぼをそのぐらい上げていかなければ、なかなか利益を生み出していくことにはきついと。しかし、今、平成19年度計画に対しても、計画だけを大きくしてもならないので、当面は16年度の2億2,000何がしのその売り上げ目標をもって、まずその改善を図っていこうという考えのもとに、今、営業努力しているところでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、先ほど質問者言われたとおり、従業員1人当たりの意識も改革しながら、昨年の従業員のレベルアップの講習等も深めながら、従業員みんな意識を持って、接客、優しく迎えるという形の中で、さらなる職員というか、その資質の向上にも努めて営業を図っていききたいという考え方の目標を持って進めておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

一応、私、聞いた範囲でしか、そういうふうにしかお答えいたしませんので、ご理解いただきたいと思っております。

(発言する者あり)

●まちづくり推進課長（北村課長） すみません、答弁漏れいたしました。

言われました従業員1人当たり、それと目標数値、従業員1人当たりの例えば売り上げ目標、そのものについては、特に額を定めた形では今、考えておりませんが……。

●議長（南谷議員） 休憩いたします。

午前11時44分休憩

午後1時00分再開

●議長（南谷議員） 再開いたします。

まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（北村課長） 引き続きまして、大変貴重な時間を割きまして、まことに申しわけございません。ご質問にお答えいたします。

1点目のコンキリエの営業部門の総務部門の経費と指定管理者を加えた金額が改善されないければならないのではないかという質問がありましたが、それらの改善には、もちろん営業努力も必要ですが、質問者が言われましたとおり、コンキリエの設置目的等による観光の中核拠点施設としての位置づけや道の駅、非営利部門もあり、単純に売上原価に付加できないという状況でございます。したがって、極力この部門については経費の縮減に努力していかなければならないものと考えております。

次に、2点目の同じような商売での経営の目安、基準についてのご質問であります。黒字経営の目安として、労働分配率というのがあります。これは粗利に対して人件費の比率という形を見るものでございまして、同じような規模でいくと、飲食では52%、それから小売業では48.9%と言われております。

ちなみに、単純にコンキリエのレストラン部門の売上利益に占める人件費、これは給与から賃金、法定福利費まで含めてですけれども、それらを単純に割り返しますと、レストラン部門では63.9%という形になってございまして、魚介市場では58.3%、目安より悪い状況になってございます。次に、展示販売部門では26.8%となっております。これは逆にいい成績という形で見ることができると、そういうふうと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

●議長（南谷議員） 13番、室崎議員。

●室崎議員 私が言っているのは、努力が足りないとか、決算がよろしくないとか、そんな話ではないんですよ。現場では一生懸命頑張っているの、よくわかっているんですよ。そして、いろいろな状況がありますし、また当初の設置目的の、今、課長もちょっと言っていたようなもろもろがありますから、そういう意味で大変なのはわかる。その中で、一生懸命やっているのはわかる。

ただ、今のような人件費比率のようなものというのは、営業の基本ですよ。努力目標がどうかこうとか言う以前に、最低限これだけはの数字を持たなければならないんだというようなデータについては、やはり聞かれたときにすぐ答えられるようなものでなければ、議論ができないわけですよ。そういう点は、今後よろしくお願ひしたいということですよ。

そして、結局、味覚ターミナルというそのものをこしらえたときの設置目的がありますから、何でもかんでももうければいいんだと。町内の店をつぶしてでも、味覚ターミナルがもうければいいんだということにはならないわけですね。そういう意味では、もちろん限界があるんですけども、その中で、やっぱり今言ったように、そういうわけですから、これにこれを足してというわけにはならないんですよという理屈をつけないと説明ができないというのは、商売としては弱いんです。そういう意味では私言っている

んです。

これを全部足した数字にならなければだめだと言っているわけじゃないんですけれども、それが1つのいわゆる損益分岐の線ということに少なくとも対外的には言えるんじゃないかということなんです。

そういう点で、やはりそういうきちんとした計数を出した上で、どれだけ足りないのか。そして、今年はそれにどれだけ上積みしていけるのかという分析と、それから努力ですね、それをやっていかないと、大体、まあ今年もやってみたいけれども、この数字でしたということになっていっているのでは、せっかくの努力が町民に評価されないことになると思います。そういう意味で、きちんとした数字と経営をしていただきたいと、そういうことなんです、いかがでしょうか。

●議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（北村課長） お答えを申し上げます。

質問者のおっしゃるとおりでございまして、基本的に数値的なものは、当然取締役会の中で数字を月別も見ながら、いろいろやって、ある程度指標を持ちながらおりますけれども、すぐ答弁できなかった、自分自身もまた理解していなかったことをまずおわび申し上げます。

今後については、きちっとそういうことを把握しながら、そういう経営に努めていくようにしていきたいと、経営に努めていくよう指導してまいりたいというふうに考えてございます。

それと、今言われたように、当然町の果たす役割、コンキリエが果たす役割ということをきちっとやった上で、営業に努めていくようにしてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

●議長（南谷議員） よろしいですか。

10番、谷口議員。

●谷口議員 お尋ねしたいのは、損失なんです、これの今までの積年の赤字、これをちょっと教えていただきたい。年度ごとにどういうふうになってきたのか。特に、増資後の利益、それから損失、その状況、これをちょっと教えてください。

それから、今、報告を受けているわけですが、さまざまな取り組みを行いながら、それによって誘客というか集客、これに努めているんですけれども、非常にマスコミ等でも評価される活動もある程度あるんですけれども、そういうことをする中で、イベント等の取り組みをもう一生懸命やられているんですけれども、これのやった取り組み、これについては、今まで成功、不成功、あるいは評判がよかった、だけれども、やってみただけでも意外とそうでもなかった、それから非常にそれを企画したことによって重荷になってしまうとか、あるいは職員のスケジュールに非常に窮屈な問題が生じているとか、そういうことがあるのかどうか、その辺について、もう少しご説明をいただきたいなというふうに思うんですが、お願いいたします。

- 議長（南谷議員） 休憩いたします。

午後 1 時08分休憩

午後 1 時10分再開

- 議長（南谷議員） 再開いたします。  
まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（北村課長） お答え申し上げます。

増資以降の形での経営状況という形でのご質問でございますが、平成8年に1,500万円の増資をいたしまして、その時点では、税引き前ではございますけれども、1,250万7,474円の当期利益を出してございます。平成9年度から平成13年度は、どうしても冬期営業が非常に経営を厳しくしているという形の中で、平成9年度から13年度までは、各年度600万円の補助金をいただいております。そのいただいた中での税引き前の冬期利益では、平成9年度では778万60円、平成10年度では464万9,329円、平成11年度では3,136万7,250円、平成12年度では1,998万8,624円、平成13年度では464万9,329円、平成14年度では126万9,973円、この時点から冬期助成がなくなっております。平成15年度では104万5,563円、そして平成16年度はマイナスの513万6,077円、平成17年度では909万2,368円、平成18年度では623万6,689円というふうになっている状況でございます。

もう一つの関係で、集客方法、イベント、それらの評価という形なんです。個々の評価ということは行ってございません。ただ、評価と総体的に見ますと、先ほどちょっと労働配分率の中で小売販売部門がその分によく当たるわけですから、その中でいくと、率的にいうと、営業成績からいきますと、28.6という形の中で、かなり小売部門の方ではすごく営業が伸びているという形で、経営的には非常に努力しているし、いい効果、ましてそういう形で行われて評価している。

ただ、働いている人たちも含めて、私どももそうなんです。そういうイベント時には手伝いに行ったり、そういう形でお互いやっぱり協力し合いながら営業に努めているという形でございますので、ご理解いただきたいと思います。

- 議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

- 谷口議員 3年言ってみれば連続の赤字ということになりますよね。それで、13年度までは補助金を、町の補助が600万円あって、それによって一定の、その後の営業努力といえますか、そういうことから、黒字に転換をしたけれども、結果的には、もろもろのその時々々の事情があって、3年残念ながら赤字になってきているという状況だと思うんですが、今回、19年度の営業活動の概要だとか、そういうものを方針が出されていって、それぞれにこういうことで頑張っていきたいというメニューも示されているんですけども、やはりコンキリエの持つ、厚岸の第三セクターが持つ特徴、こういうのをやは

りもう少し強烈にアピールするというか、そういうものが何なのかということをやっぱり株式会社厚岸味覚ターミナルコンキリエが考えるのと同時に、町を挙げてやっぱり厚岸町の特徴を、あるいは厚岸町でなければの味覚だとか、そういうものやっぱりいかないと、結果的には、あちこち似たようなものがどんどん今の時代、できる時代ですから、これがいいといえば、すぐそれに類したものが他の地域で同じようなものができていく。そうすると、結果的には、せつかく努力をされていっても、それが集客に結びついていない部門というのがやっぱりあるんでないのかなというふうに思うんですよね。

それと、実際に鮮度だとかそういうものをきちんと管理をしていかないと、結果的には町においてきて、例えば直売所で購入するだとか、結果的にそれが町へ流れるからいいのではないかという考えもあるかもしれないけれども、やはりそういうものもきちんとしていかないとだめだはないのかなというふうに思うんですよね。

ですから、厚岸はこういうことをやるのかということをやっぱり強烈にアピールできるものを、いろいろな人の知恵を集めてつくり上げていくということが大事ではないのかなというふうに思うんです。それでないと、結果的には、金太郎あめがずっと北海道中であって、その中のどれを選ぶかということになったんでは、やっぱり困るのではないのかなというふうに思うんです。

ですから、私たち厚岸町が、以前は随分歴史の町、歴史の町というようにお話をされていたこともありましたけれども、言ってみれば、ここに住んでいる人は、もともと本州からの人がほとんどだと思うんですよね、何代かさかのぼれば。土着の人の中にも中にはいるかもしれないけれども、そういういろいろなことの知恵をやっぱりもう少し絞らないと、コンキリエをやっぱり息長く経営を維持していくということは大変ではないのかというふうに思うんですよね。そういうことを含めて、検討をいただけないのかどうか。

それと、私、イベント、あそこの場所でやるイベントと同時に、自然体験ツアーだとかいろいろなのをあそこの企画でやっていますよね。それ自体は経営とはどんな関係になっているのか。いろいろな厚岸の自然体験だとかそういうものをする上で、非常にいいことだなというふうに思いますけれども、好評なのか、非常に残念がられる場合があるのか、そういうものも含めて私は聞きたかった、さっきね。イベントについては。ですから、その辺についてどうなのか。

それと、町長にお伺いしたいんですけれども、今回こうやって3年連続、残念ながら赤字でいかなければならない。これを今後どういうふうにして、最終的にはやっぱり黒字転換でいかなければならないと思うんですけれども、その辺の計画は、単年度で見るとか、もう少し長期で物事を考えるのか、その辺についてはどういう考えなのか、お尋ねをいたします。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） まず、私からお答えをさせていただきたいと存じます。

コンキリエがスタートを切ったのは平成6年でございます。スタート以来3年間、大変な赤字でした。7,400万円の赤字であります。そのために、議会の同意を得て、厚岸町



としては、600万円の冬期支援策としてコンキリエに協力をいただいていたということでもあります。

しかし、私が町長になりましてから、平成14年の予算において、コンキリエも順調に黒字に向かって歩む基盤が確立したのではなかろうかなという当時判断に立ちました。しかも、また厚岸町の町財政、大変厳しいときを迎えたわけでもあります。そういう意味で、冬期支援策の600万円については、ゼロにいたしました。委託料だけをお願いしたわけでもあります。しかしながら、残念なことに、報告ありましたとおり、ここ3年赤字状態が続いているという実態でございます。

支配人以下、従業員の皆さん方も一生懸命頑張っております。13年たった中で、やはり新しい感覚を持って、コンキリエの経営安定を図っていかねばならないということで、人員を削減したり、いろいろな努力をさせていただいております。しかし、今日を迎えておることは、社長としても本当に申しわけない、かように思います。

それと同時に、室崎議員からもお話がありましたとおり、平成9年に議会において東北商業連合会から陳情が上がりまして、民間業者の圧迫をしないように請願がありました。議会で採択をされました。何とか共栄共存して、コンキリエも黒字を目標にしたいということでありましたけれども、この請願についても、13年たった中で、商店街の方々と一昨年以来、今、いろいろとお話をしております。中には、「いや、この際、共栄共存で頑張っていこう」という人もいますし、「いや、それは困る」という、いろいろなまだ段階であります。そういう意味で、今年もさらに商店連合会の方々と率直な意見交換をしながら、お互いに反映できる道というものを切り開いていかねばならないだろう、そのようにも考えておるわけでもあります。

そういう意味で、私といたしましては、やはり今までの厚岸町はメニューはカキが中心でございました。しかしながら、今年は、ご承知のとおり、昨年以来、風評被害ということで、大きな打撃をこうむりました。そういう意味において、カキのみならず、厚岸町の魚介類も利用できるメニューを開発をしなければならぬと思います。

そういう意味で、かま飯とか、道の駅弁とか、いろいろと今、工夫をいたして、販売をいたしております。極めて評判いいわけでもあります。そういう意味において、新開発もしていかなければならない。

ただ、何といたしまして、やはりコンキリエの役割、確かに経営は厳しいわけですが、厚岸町の地域経済の大きく貢献していると思っております。特に、イベント等に参加いたしましても、札幌、東京、その他の地域においても、コンキリエが中心になって厚岸町の産物を出品をいたしております。そういう意味においても、厚岸のPRに努めておりますし、さらにはまた厚岸のカキがブランドになった、これもひとえにコンキリエの相乗効果が大きいのではなかろうか、そのように考えますので、もろもろの問題を考えますと、厚岸町の経済活性化のための位置づけは極めて大きい。今後ともしっかりと、ご指摘ありましたとおり、黒字に向かって社員一同頑張りたい、そういうふうにご理解をいただきたいと思います。

●議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（北村課長） お答え申し上げます。

確かに質問者が言われるとおり、コンキリエの目指すコンキリエの顔というのも当然大事でございますし、コンキリエを生かしていくためにも、地域も連携しなければならないという形でも考えております。

特に、食材について、今、町長答弁したように、やはりカキが非常に昨年はダメージをこうむって、売り上げが落ちたという形になってございますけれども、やはり地元食材をいかに活用して、厚岸というのは、自然も、風景見ることもそうなんですけれども、やはり体験も含めて、非常な付加価値のある財産でございます。それらを活用した味覚ターミナルのあり方、そして目指すべきコンキリエのあり方というのが必要になってくると思いますし、それらに向けて努力していきたいと思っております。

さらには、いろいろなツアーの中では、今までアサリ掘り体験ツアーであるとか、アザラシウォッチングであるとか、乗馬とか、いろいろな形を組み合わせながらやっております。それらについても、昨年、道の助成というか、そういうものをいただきながら、釧路町、厚岸町、浜中町広域連携の中でそれらをどうつなげていこうかということ、さらに今年度はそれらの具体化を含めた研究もさらにやろうという形になってございまして、当然、今まではただ単に見に来る観光客だけじゃなく、やはり体験型と今言われています。そういう時代のニーズにこたえる形の役割もしていかなければならないというふうに考えておりますので、今後を含めて、そういうことを含めて、営業の中にどう活用していくか。当然、それらやるにしても、コンキリエの食とあわせるとかという形で営業してございます。当然、コンキリエの営業に結びつくような形で体験やってございますし、それらを連携することによる都会からの集客という形も含めて広域の中では考えていこう、そういう取り進めをイベント等の中では考えてございますので、ご理解いただきたいと思っております。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 今、お答えいただいたんですけれども、コンキリエが企画するイベント、あるいは情報発信といいますか、それが本当に効率的なものなのか、あるいは非常に非効率的なけれども、やることによって、それがいい評価を得るものになるんだということでやるのと、いろいろあると思うんですよね、イベントだとか、そういう情報の発信の仕方というのは。

そういう中で、やはり厚岸町あるいは厚岸の観光にとって、あるいはコンキリエの経営にとって、いい方向に向かっていく一つの足場固めといいますか、そういうことをやぱりきちんとやっていかないとだめだと思うんですよね。それをやることによって、今はすぐは効果は出ないけれども、徐々にいい方向に向かっていくということで、いろいろな企画をされる、取り組みをされていくということは非常に大事なことだと思うんですけれども、それだけでも、結果的に足腰が脆弱なのに、そういうことをやることによって、さらにそれが重荷になってしまったり、あるいは職員の仕事に一定のマイナス面が出てくるというのでは、私は困るというふうに思うんですよね。

そういうことを考えると、私は今、いろいろなボランティアだとか、そういう時代で

すよね。そうすると、やはりボランティアも、さりげないボランティアというのがやっぱり今の時代必要ではないのかなというふうに思うんですよ。

例えば、コンキリエのロビーにして、ちょっと困った人にちょっと手をかす、あるいはわからないことをちょっと教えたり、相談に乗ったり、あるいはスケジュール等にこういう問題があるんだけど、どうしたらいいだろうという相談に乗るとか、それは窓口で対応できる場合もあるでしょうけれども、より一層親切にできる人がもしあれば、そういう人材を活用していくということも非常に大事ではないのかなというふうに思うんですよ。

あるいは、屋上の展望室においても、ちょっとそういうことに対して説明できる人がいるだとか、あるいは水族館で厚岸の漁業について説明するだとか、そういういろいろな工夫を、あの中の人だけでやろうとすればなかなか大変だけれども、そういうことを町民にやっぱり投げかけたり、そういうことに参加してもらって、そういうことを積極的にやることによって、コンキリエ自身のいろいろな来た人たちの評価も上がっていくのではないのかなというふうに私は思うんです。そういうことを含めて、少し検討をされるべきではないのかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

それと、町長、今説明いただきまして、ただ、これは長期のスパンで考えるのか、もう一気にここ一、二年で何とかしてしまおうという考えでいるのか、その辺、ちょっともう一度伺いいたします。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 経営の健全化については、単年度単年度であります。しかしながら、いろいろな入館者とか、または昨年のようにノロウイルスの影響とか、いろいろな条件等が変化がある場合もあります。しかしながら、私といたしましては、単年度黒字という結果を出すために、最善の努力をさせていただきたい、そういうふうに考えております。

●議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（北村課長） イベントによる集客の考え方そのものは、基本的には営業面の利益もありますけれども、ある程度観光、厚岸町のまちを情報を紹介する、案内するという機能を持ってございます。当然、そういう中で、やはり今、観光客のニーズそのものが体験型観光、そういう形がいろいろな情報誌、もちろん厚岸町も含めて、そのアンケートなんかの結果としても出てきています。そういう中で、町単独でやるよりは、お客様のニーズというのは、もっとある程度、今は長期滞在じゃないんですけれども、短期滞在型でちょっと見て歩くという、そういう団塊の世代とか、そういう方がほとんどふえてきているという形になってきていますんで、ターゲットもそういう方ばかりではないんですけれども、いろいろそういうことを把握しながら、イベント等を考えていかなければならない。

それから、質問者言われたとおり、観光ボランティアとか、いろいろな地区でやって

いる方もございます。それらに対しては、町内においてもそういう方々を含めていると思いますので、そういう働きかけも一応して、検討してみたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（南谷議員） 9番、菊池議員。

●菊池議員 報告の中でエージェントの関係が出ております。3ページの6番目、旅行者との契約及び取引状況、ここでお聞きしますけれども、この中で、主たる来客状況は国内のどの地域、エージェントが来客しているか。43社ありますけれども、これで見ますと、伊豆下田、沖縄、関西、近畿、静岡、新潟、名鉄と、いろいろ各地ありますけれども、この辺の主な回数が多いというか、その辺のちょっと状況を教えていただきたいと思います。

●議長（南谷議員） 休憩いたします。

午後1時35分休憩

午後1時36分再開

●議長（南谷議員） 再開いたします。  
まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（北村課長） お答え申し上げます。旅行者との関係でございます。どこが一番多いかという形での把握は困難でございますが、コンキリエとして最近の中で一番増えてきているという形の中では、一番下の段の方にあります「山新観光株式会社」と「郵船クルーズ」さん。これは釧路に豪華客船を持ってきている観光客で、これが、厚岸コンキリエが非常に受けて、40代の300名ぐらいがコンキリエに入館しているという形が一番多いという形でございますので、あとは総じてばらばら、どこがどこという形ではございませんので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（南谷議員） 9番、菊池議員。

●菊池議員 私、平成6年の開業の前に、平成5年だったと思いますが、開業目前のエージェントとの連携はということで一般質問したこともございます。その後、最終的に今現在、43社との取引状況が書かれておりますが、エージェントとの連携の方法についてお伺いしますが、例えばPR広報、通信関係、3年に1回程度の打ち合わせ会合というか、招待交流、アンケート質疑など、そういう点の関係、それから広域観光の会議の状況、釧根関係、釧路・根室管内、それからここにも書いてありますが、釧路町、厚岸町、浜中町による3町広域観光、それから道東、釧路、根室、十勝、北紋、道東圏域の関係、北海道といろいろありますけれども、年間にどのくらいあるのか、あるいは隔年である

のか、その辺、ちょっともう一回教えていただきたいと思います。

●議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（北村課長） お答え申し上げますが、入館者の中の今までの実績の中においても、当初よりは旅行エージェントのお客さんの方が減ってきている状況になってきております。旅行のあり方も随分さま変わりしてきているという状況がございまして、そういう中では、当然今言われました3町広域の中で、私も言いましたが、体験型観光の中で、どこをターゲットにという形の中でも、今、道内そのものの旅行、大きな看板はもう全国区なんですけれども、それに対しても、地方で旅行を組むという今、体制ではないという形の中では、やはり中央、向こうの方のエージェントとの協議が必要ではないかという形の中で考えられておりますし、それぞれ釧路連さんが起こすという集客という問題もありますし、いろいろな形でそれぞれ情報というのは、こういう形で、ある程度こういうものを取り組んでいますよという形で、一応情報発信していますけれども、それらに対してツアーを組む会社そのものが非常に少なくなっている状況にあります。

ただ、先ほど言いましたように、ものによってはふえてくるものもあるという形でございますので、今後含めて、やはり貴重な向こうとのパイプ、利用する方々をいかにそういう魅力あるものに位置づけしながら、旅行エージェントとつながっていくかという形では、今後の課題を含めて、絶えず情報発信しながら、連携、いろいろな機会を通じて求めていきたいというふうに考えてございます。

●議長（南谷議員） 9番、菊池議員。

●菊池議員 社長である町長にお伺いしますが、味覚ターミナルの当初の計画と申しますか、意向につきましては、商店街の活性化の方策、波及効果への相乗効果ということで一応計画したと思っております。それらの波及効果の感想、私を見る範囲では、町並み景観のモデルというか、この辺については、交通体系あるいは風景、町の風景は非常によくなったなど。海との調和と、湖と湾との調和、建物、これらはよくなっていると思うんですが、実際に商店街への波及効果が相乗効果としてあらわれているかどうか、この辺の感想と今後の意気込みについてお伺いします。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） お話がありましたとおり、コンキリエの設置目的と申しますのは、厚岸町の観光の中核拠点として、地場産業の活性化に資するとともに、食文化の発信基地として重要な役割を果たしていく目的であります。先ほど私が答弁いたしましたけれども、コンキリエの役割、このように地域経済に大きく影響いたしておりますし、厚岸町のまちづくりにも、また発展にも、大きく貢献しているものと認識をいたしているところであります。

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

（な し）

●議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。  
これをもって報告済みといたします。

●議長（南谷議員） 日程第12、これより一般質問を行います。  
質問は通告順によって行っていただきます。

なお、厚岸町議会会議運用内規64に規定のとおり、本定例会の一般質問の時間は、答弁を含め60分以内となっておりますので、質問者並びに理事者におかれましては、質問及び答弁が時間内におさまるよう努めてください。

初めに、13番、室崎議員の一般質問を行います。  
13番、室崎議員。

●室崎議員 さきに通告いたしました一般質問通告書により質問を申し上げます。

1 問目は、学校の統合についてであります。

（1）として、小中学校の統合について。

アとして、計画とその進め方。これについては、行政報告が詳しくありましたので、簡単に結構です。

イにつきましましては、地域に及ぼす影響の評価とその対策についてお聞きいたします。

（2）としては、高校の統合についてであります。

道の計画と、それに対する町の対応についてお聞きいたします。また、今後の見通しについて、町はどのような見解を持っているのか、それについてもお聞かせください。

2 番目として、財政の見通しについてであります。

大変財政については厳しい状況が続くと言われて、既に久しいものがありますが、この財政状況は、昨年、一昨年と比べてどうなのか、お聞きいたします。

2 番目として、新型交付税、連結決算導入、補助金制度の見直し、起債償還に対する交付税措置の見直し、もろもろ懸念材料はメジロ押しであります。今後の町財政への影響というものについて、どのように予測しているのか。また、それは今年の予算にはどの程度織り込み済みなのか、その点についてもお聞かせいただきたいわけであります。

以上、1 回目の質問といたします。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 13番、室崎議員のご質問にまず私からお答えをさせていただきます。

最初に、財政見通しについてのご質問であります。1 点目の大変厳しい状況が続くと言われて久しいが、昨年、一昨年と比べてどうなのかとお尋ねであります。これまでの一般会計における当初予算の推移であります。平成17年度75億8,559万5,000円

で、前年度当初比約1億7,000万円の減、18年度73億8,425万7,000円、前年度当初比約2億1,000万円の減、19年度77億9,209万円、前年度当初比約4億800万円の増となっており、このうち地方交付税につきましては、平成12年度をピークに毎年度減少し、この削減額の対応策として、平成13年、15年度に策定した財政運営基本方針に掲げた財源捻出プログラムの確実な実施により対応してきたところであります。

ここ数年における状況といたしましては、特徴的な事項として、職員の退職不補充や基本給の一律カット、経常経費における枠配当予算の削減及び土地開発公社の解散などにより、交付税等の減少額を補填すべく対応してまいりましたが、これらの改革による財源捻出額を上回る交付税等の減少があることから、毎年度、財政調整基金を初めとする各種基金の取り崩しにより、かろうじて収支の均衡を図っているところであります。

平成19年度につきましては、前年度当初比較で約4億円の増となっておりますが、これにつきましては、平成17年度から実施しております真龍小学校改築事業における屋内運動場整備にかかわる事業費約4億円を当初予算に盛り込んでいるため増額となっており、これを除いた場合では、前年度同額規模となるところであり、依然財政状況は明るいあかしは見えてこない現状にあると認識しているところであります。

次に、2点目の今後の町財政への影響をどのように予測し、またどの程度予算に盛り込んでいるかについてであります。それぞれ具体的な項目を示されておりますので、その項目に沿ってお答えをいたします。

まず、新型交付税についてであります。この件につきましては、本年第1回定例会の一般質問でもお答えをいたしました。地方交付税のうち普通交付税において、その配分額の一部を地方公共団体の人口と面積を基準に算定する方法で、今年度より順次、その算定規模を拡大し、3年間で3割相当、額にして約5兆円規模を目指すと言われております。その後、総務省から新たな情報が入っていないため、その影響の程度は、総務省の試算値でしか判断できない状況にありますが、影響額としての約1,600万円程度の減額は、本年度の普通交付税交付見込み額に盛り込み、推計しているところであります。

この新型交付税の導入、総務省では包括算定経費の導入と称しておりますが、今年度における詳細な内容等につきましては、来月上旬に予定されている普通交付税本算定で明らかになるところであります。しかしながら、3年後における最終的な影響などは現時点では把握できないところであり、予測困難な状況であることをご理解願います。

次に、連結決算導入についてであります。これにつきましては、既に新聞報道等でご承知のことと思っておりますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が去る15日に参議院で可決成立されたところであります。

同法の制定趣旨につきましては、地方公共団体の普通会計のみならず、特別会計、企業会計、第三セクター等をそれぞれ連結させた新たな財政指標の導入により、地方公共団体の財政状況を透明化させるとともに、健全化判断比率を採用し、その比率に応じて、地方公共団体の財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図ることを目的とするものであり、同法は平成21年度から施行され、20年度の決算から適用されるものであります。

同法に基づき新たに導入される財政健全化比率につきましては、1つ、普通会計における繰上充用、支払い、繰り延べの合算額の標準財政規模に対する割合を示す実質赤字

比率、2つ、普通会計、特別会計及び企業会計の実質収支の標準財政規模に対する割合を示す連結実質赤字比率、3つ、特別会計、企業会計への繰り出しで、実質的に公債費として繰り出すものの合算額の標準財政規模等に対する割合を示す実質公債費比率、4つ、企業会計、第三セクターなど出資法人等を含めた普通会計の実質的負担の標準財政規模に対する割合を示す将来負担比率、以上の4指標となっていますが、それぞれの比率の具体的な算出方法にあっては、政令で定められることになっており、現在、総務省において検討中であり、具体的な情報は入っておりません。

いずれにいたしましても、この法律の趣旨にかんがみ、今後の財政運営に当たっては、すべての会計において収支均衡を図る必要があるため、その方向性を示す新たな財政運営基本方針を策定し、財政健全化に向けた取り組みをとってまいりたいと考えております。

次に、補助金制度の見直しについてであります。国では、平成13年度以降毎年、経済財政運営と構造改革に関する基本方針、いわゆる骨太の方針を策定し、この方針に基づき三位一体の改革を打ち出し、4兆円の規模の国庫補助負担金の削減、3兆円規模の税源移譲、地方交付税については財政臨時対策債を含め5兆円の規模の抑制等を図るとし、平成18年度までに一定の成果が得られたとしています。

これにより、特に建設事業にかかわる国庫補助金につきましては、補助金制度から交付金制度への移行や、補助金制度廃止による代替措置として、普通交付税における後年度財政措置がとられる地方債制度の創設など、地方財政対策が図られております。

しかしながら、既に見直し、廃止等がされた経常経費に関する国庫補助負担金につきましては、税源移譲等により地方財政対策を講じたとされておりますが、結果としては、当町においては税源移譲はあるものの、この廃止による影響額を全額補填するものとなっておらず、一段と厳しさを増す財政運営を強いられていくものと予測しております。

次に、起債償還に対する交付税措置の見直しについてであります。現在、国では公債費に対する交付税改革の方針は打ち出されておりませんが、一方で新型交付税の導入など交付税改革が進められており、公債費に参入される基準財政需要額の参入状況に変化はないとしても、基準財政需要額総体が減少、いわゆる交付税が減額されることも推測されますので、私がこれまで実施してきた後年度負担を減らす地方債発行額の抑制策を継続し、毎年度の国における地方財政対策を注視した上で、財政運営を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

私からは以上であります。

学校の統合問題については、教育長から答弁がございます。

●議長（南谷議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 私からは、学校の統合についてのご質問にお答えいたします。

初めに、小中学校の統合についてであります。さきに行政報告をさせていただきました厚岸町立学校適正配置計画案と重複する部分がありますが、ご了承願います。

まず、計画とその進め方ではありますが、教育委員会では平成15年度から小規模化が進む学校の地域及び保護者の方々と、児童生徒にとっての学校のあり方について懇談会を



開催し、学校小規模化に伴う児童生徒の教育条件、教育環境、学校運営における問題点、耐震性を含む施設整備の見通しを中心に話し合い、ご意見をいただいております。

今年度に入り、適正配置計画の素案について関係地域にお示しする中で、懇談を持たせていただきました。その上で、関係地域からは一定のご理解をいただけたとの判断により、可能と思われる学校から具体的な時期と統合校を示させていただきました。ただし、地域によっては、保護者の希望により、当初の計画時期を前倒しして統合を進める学校も予定されております。

今後、この適正配置計画案をホームページや広報等で広く公表する中で、さらにご意見をいただくことにしております。

また、この適正配置計画案に基づき、実施可能な学校の統廃合に向けて、児童生徒の不安や動揺に柔軟に対応することはもちろんのこと、統合方法、通学手段、校舎等の跡地利用等について、保護者、地域住民等と十分に協議を行い、理解と協力を得て進めていくことにしております。

次に、地域に及ぼす影響の評価とその対策についてであります。ご存じのように、学校はその地域が発展してきた古い歴史の中で、地域との深い結びつきを持ち、まちづくりや防災拠点としての機能、地域の文化の振興、さらには地域社会の核としての役割を担ってきました。これらを失う不安は、地元の懇談会でも提起されておりましたし、教育委員会といたしましても、当然それらへの対策の必要性は十分認識しており、厚岸町役場全体に本計画を示す中で、協議を行ってきております。

ただし、個々具体的な問題につきましては、今後の統合に向けた協議を進める中で洗い出し、関係各課と協力して対応してまいりたいと考えております。

次に、学校統合についての2つ目であります。

高校の統合についてであります。既に報道等でご存じのように、今月5日に北海道教育委員会が示した公立高等学校配置計画案により、当町の厚岸水産高校と厚岸潮見

高校の平成21年度での再編統合が具体的に発表されました。これは、両校とも平成21年度からの生徒募集を停止し、新たに現厚岸水産高校を校舎とする新設校において、海洋資源科一間口と普通科二間口の計3間口を募集するというものです。

両校の統合に関しましては、高校及び中学校の関係者、町並びに議会におきましても、やむを得ないとの共通認識のもと、より魅力的な学校を目指して、施設整備等についての要望書を提出するなど、要請活動を展開してきているところであります。

このたびの再編統合が示されましたが、要望している施設整備については、具体的なものは示されていません。したがって、要請活動の母体であります厚岸町の高校教育を考える関係者会議を6月18日に開催し、今後も当初の要望事項の実現に向けて、町が中心となり、要請行動を行っていくことにいたしました。

次に、今後の見通しについてですが、今回の配置計画が示されたことで、現在、一番危惧されていることは、現在の町内中学生の地元高校進学率が50%を切る状況で、今後の再編統合発表の影響を受け、来年度の厚岸潮見高校の募集定員である二間口を維持ができるかです。つまり、今回の再編統合による不安から、釧路等への進学がふえ、80人の募集に対し40人を下回ることになるおそれがあることであります。

もし平成20年度の厚岸潮見高校の入学状況により、間口が一間口になると、再編統合

自体が白紙になる可能性もあり、その場合、厚岸町における高校の普通科の存続も危ぶまれる事態が考えられます。したがって、来年度の厚岸潮見高校の定員割れを防ぎ、さらには新設校への地元進学率を上げるため、中学生及びその保護者に対して、町内高校のPRを徹底することや、何らかの財政支援を含めた町としての地元高校への進学に対する支援策について協議している状況であります。

以上です。

●議長（南谷議員） 13番、室崎議員。

●室崎議員 質問の順番は学校の方が先でしたが、答弁が財政の方を先になさいましたので、私もそれに従いまして、順番をひっくり返してこれからやりますので、よろしく。

財政見通しに関する質問を出した、本論に入る前にちょっと背景を申し上げますが、今回の選挙の際にも、夕張現象とでも言いますか、財政が破綻したまちがあるということが、マスコミで非常にある意味でセンセーショナルに、ある意味で生々しく取り上げられておりますので、財政破綻への不安とか、大げさに言うと恐怖というものが町民の中に常々あるようであります。それで、厚岸は夕張のようにならないのかというようなたぐいの質問を随分受けました。

それで、では財政破綻状況って何なのかというと、よくわからないんですよ。ただ、あんなふうになるということなんですね。それで、ちょっと整理して言いますと、結局、健全化計画をつくり、再生計画を策定しなければならないところに追い込まれる状況を財政破綻状態と言っていいのではないのか。今、町長の答弁の方にもありましたが、新しく法律ができましたですよ。その法律による定義なんかをかりると、そういうことになるであろうと思われま。

そういうふうにならないようにするためにどうしたらいいのかというと、これはもういろいろな方がもういろいろなところで発表していますが、大きく分けると、施策遂行の計画性をきちんと持つこと、予算編成過程の情報公開というものを行うこと、それから財政状況の積極的公開と説明責任をきちんと自治体が果たすこと、それによって財政の住民自治というものがきちんと図られれば、こういうものを予防できますよというようなことが言われています。これは学者さんたちや専門家が言っていることの受け売りでございます。

そういう意味で、議会でこういうものを取り上げて、予算の中身についても、いろいろと町民もわかるような形での議論が必要だなと思って、今日はお聞きしてわけです、いいの、悪いの、そういう話ではございません。

それから、今回、そういう目でもう一度じっくりと予算書を読んだんですが、やはり大変苦勞をして張りつけをしているなということがよく見えてまいりました。これは私の感想です。

今回、4億円ふえている。その学校の4億円を除くと大体同じ、そういう話もありました。その中で、それぞれにいろいろな事業にゼロシーリングとは言いながら、どうしても経常経費がふえてくるところに張りつけて、決してちょっと財政が明るくなったから、その部分を職員の給与費に全部持っていくなんていう種類のものではないというこ

とは一目見てわかります。そういうことを前提にして、お聞きいたします。

まず、今もちょっと言いましたが、一般会計、前年に比べて約4億円の増額ですが、これは真龍小学校の整備で約4億円ですから、これを除くとほぼ同じになります。その中で、各いろいろな事業のを見てみると、3%なり5%なり、それぞれの項目が少しずつふえているのが見えています。結局、公債費ですとかそういうところで減った分がいろいろなところに張りつけられて、プラスマイナスゼロになっているんであろうというふうに思われるんですが、それでよろしいのでしょうか。

それで、今回、産炭地域振興何とかということ、基金の取り崩しがあって、4年間1億円ずつですね、大ざっぱに言うと。新しい財源が入るとというのが、強いて言えば目新しい財源かなと思います。これは、いわゆる地域振興のために使われる趣旨であらうと思われるんですが、今回、町長の今年度のいわば目玉政策といいますか、そういうことで、町民の中にもいろいろ言われている中には3つある。少子化対策、500年地震の対策、それからノロ対策、こういうふうに言われていますよね。それらにどの程度張りつけられているのか。余り見えないんですね。1億円すぽんと張りついているわけじゃないと思うんで、ただ、大体細かくまぶして入っているのかというあたり、ご説明をいただきたい。

それで、そこらが前提となりまして、懸念材料に入るわけですが、そういうわけで、私、今回のを見てみますと、総額で4億円ふえています、現実問題として。そういうことで、少し明るくなったのかなという気持ちで質問に臨んだんですが、やはり懸念材料はいろいろあるなということで、思いつくままに挙げておきましたが、そういうことについてきちんとした説明をいただいて、ちょっと地方財政学の講義を受けたような感じでございましたけれども、やはり厳しい状況だと。先行きは決して明るくない。明るい兆しは見えてこないというくだりがございまして、うーん、そうなんだろうなというふうに思っております。

ただ、そういう中で、今のいろいろな懸念材料の連結決算だとかいろいろなものが出てきますね。連結決算というのは、要するに箱を1つにしてしまうということで、こちらの箱をきれいにして、あっちの箱の方に入れておいて、隠してしまうということが許されないという、簡単に言うとそれだけのことだと思うんですが、それによって、実質赤字比率や連結実質赤字比率云々という4つのものについて、それぞれの指標があって、その1つでも超えるとペナルティー来ますよというような話になる。そうすると、そこで起債が認められなくなったりなんたりしたら大変ですから、こういうものが適用される前に、各自治体はせっせせっせと身を削るより方法なくなってきます。

そのときに、やっぱりやれるのはというか、やるのは、これは人件費なんですよね。人件費を削っていくより方法なくなってしまう、最終的には。夕張なんかの例がそれを非常によくあらわしています。したがって、人件費というものの削減というものには、非常に厚岸町も努めてまいりました。それは私も見ております。1つの成果を出しているということも、いまの答弁の中にありました。

今回、明るくなってきたんだなと私が考えたのは、予算書の各項目が少しずつ、3%なり5%なりふえていると同時に、今年は採用人員がぐんとふえているんですね。それで、積極的に出たんだなと思ったんですが、今の答弁を聞いたら、財政状況は明るくな

いというわけでございまして、ちょっとそこのもって右手と左手が合わないなという感じがするんですが、この点、明確にお答えいただきたい。

これが財政の見通しについての私なりのいろいろと見た問題であります。

それで、最終的には、今言いましたように、非常に苦勞をなさっているのがよくわかるわけですし、その内容について、積極的公開というものがこの後図られていくべきだと思います。ただ、それは細かな数字だけがざっと上がる数票をぼんと出してみたり、それからかつてあった財政何とか計画のように、ちょっと縦にしても横にしても、私のような者では読んでも何だか意味が通じないような、非常に難しい文章が書かれたようなものを出されても、町民はわかりません。わかりやすく、どのように公開するかということについても、やはり考えていただきたいなと思います。

次に、学校の統合についてであります。

行政報告でどの程度出てくるかがわからなかったのも、今、ちょっとダブる質問になってしまいましたが、申しわけありません。

それで、私は、この1問目というか2問目というか、学校統合については、教育委員会の範囲だけで答えてくださいというふうには書いておきませんでした。教育委員会としてはこの程度までしか答えられないだろうなというのはよくわかりますが、もう少し広げて、町長部局の側でも、これに対応するこういうものがというものがあってしかるべきだろうと思ったんですが、その点がなかったのが1回目の答弁としては残念でございます。

それで、今、「これらを失う不安は」云々というような言い方で、「いわば地域に果たす役割ということについては、歴史的あるいは」云々ということをしていきましたが、簡単に言いますと、いわゆる僻地校と言われるところ、人口の少ない集落ほど、学校が地域の活力の源なんです。それで、地域の今、はやりで言うと、コミュニティーの核なんです。すなわち、都会の学校では、運動会はわかります。外で朝からぱんぱかぱんぱかと音楽が鳴りますから。しかし、学芸会は、隣のうちに住んでいる人も、学校に縁がなければわかりません。これが、いろいろないわゆる僻地校のある周辺集落に行きますと、学校の行事というのはその地域のお祭りです。まさに自分のうちの子供が学校に行っているいないにかかわらず、全員が出て行く地域の行事です。そういうものを失っていくわけです。このことについて、どのような手当てを考えているのか、そういう問題なんです。

地域の活力を失わせないようにどうするか。子供がどんどん減っていくというのは、ある意味、地域の活力を失っているからだという指標にもなると言う人もいます。それは一概に否定はしません。そうすると、子供が減ったから学校がなくなる。地域の活力がなくなるから、また減る。これでは困るわけです。その点について、どのような対応策を考えてこういう案が出てきているのか。これから協議しますでは、余りにもおぼつかない。その点なんです。

それから、もう一つあるのは、子供のための統合計画だというふうにおっしゃいました。私もそのとおりだと思う。

えてして学校統合というときに出てくる話は、経費がかかるからでしょう、小さな学校をたくさんつくっておくという町財政大変だからでしょうという感想を町民は持

ちます。それに対して、きちんと今までも答えてきたんじゃないかと思うんです。これはやはりおっしゃっていただきたい。

それで、今、耐震化計画の問題が出てきています。これはまさに経費の問題です。しかし、耐震化計画が出てきたから、統合の計画が始まったわけではないと思うんですよ。その点をやはりきちっと理解してもらわなければ、結局は、うちの地域の子供は、経済動物と同じように、1人幾らでもって、金銭のそろばん勘定から扱われているのかというような誤解を受けたんでは、これは教育委員会としては立つ瀬がないですよ。この点をきちんとご説明いただきたい。

次に、高校であります。

2つを1つにしての存続の可能性という問題、将来の展望ということで私は申し上げたら、短期的展望をおっしゃったんですが、中長期的展望については持っているわけですか。

それから、やっぱりこれは関係者というのは、先輩や、あるいはいろいろな方で関与した方たち、皆、つらいわけですよ。そういう中で、これを2つを1つにしても、とにかく存続させなければならないということで動いているわけですよ。

今のこの話を見ていると、町内の子供が何人通うかという話で終始しているように聞こえるんですが、それだけではなくて、やはり町外からどのように、早く言うと、お客さんを引っ張るかというところまで積極的に出なければならない現在ではないのかというふうに思うわけですよ。

あと何年かたったら、厚岸町の中学校の卒業生が100人切りますよ。進学率が8割だとすると、80人ですよ。半分だとすると、40人ですよというふうな計算をしているだけではだめだ。

そうすると、そのときに、いろいろな事情があって、今、そんなところを一々言う必要はありませんが、現在の水産高校の施設を使わざるを得ませんよね。これは議会でも前にも出ました。今の潮見高校のところに移ろうといっても、物理的に不可能ですから。我々は、あの地域というのは、昔からあそこに学校があるわけです。そして、それこそ私が生まれたときからあるわけです。そして、あそこには昔は裁判所もあったし、かつては厚岸町の中心地でありました。だから、何の違和感もありません。しかし、よそのまちからもし来ようとしたときには、奥座敷の一番奥に学校があるわけです。外から引っ張るときには、大変場所としては不利ということはやはり考えておかなければならない問題だと。

それを補填するために何をするのか。こういう問題は、道に対して、こういう整備をきちんとやってくれというのをやると同じように、具体的に厚岸町としては、ここには地元高校の進学に対する支援策についてちょっと触れているけれども、協議しますという抽象的な形でね。そういうものを具体的に見せていかなければならないんじゃないか。こういう方法、こういう方法、こういう方法をやりたいんですよ。まだ予算もついていないんだから、断定はしないにしても、具体的に考えています。これは、教育委員会だけじゃなくて、まさに町長部局と一体になって言っていかなければならないんじゃないか、そういうふうに思うんですが、いかがでしょうか。

●議長（南谷議員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

まず、1点目の予算書、いわゆる平成19年度当初予算書の比較で、いわゆる4億円程度の増ということであります。

これは、新聞報道等で議員ご承知のとおり、真龍小学校の要するに約4億円の増という報道、町長の答弁にもあったとおりでございますが、それは、それイコールが要するに増ということではなくて、予算の中にはいろいろな科目が当然ございまして、当然、減もあれば増もあるということで、単純に4億円に当てはまる数字が真龍小学校だという表現を使わせていただいているところもあります。

それで、それを仮にやらなかった場合に、プラスマイナスゼロということになります。先ほど議員、ゼロシーリングという言い方というか、指摘をしておりましたが、確かに今年度の19年度の予算編成方針はゼロシーリングでございました。ただし、それにつきましては、通常、経常的経費というふうに言わせていただいておりますが、常にかかる経費についてのゼロシーリングでございまして、臨時的経費、例えば選挙のある年にかかる経費ですとか、そういうものについてはシーリングはかけてございません。当然、かかるものについては、そのとおりに要求をしていただく。例えば、備品で5年後に壊れて買う場合には、それはゼロシーリングかけると、買うことが当然できません。そういうことで、それはシーリングはかけてございません。

そういうことで、でこしゃくはありますので、それを要するにゼロシーリングをかけて、それ以外のものが増減があつて、真小の4億円を除いたときに、たまたまゼロ、同額であるというふうに、プラスマイナスゼロであるというふうにご理解いただければとまずは思います。

それから、2点目でございます。産炭基金の約1億円の当初予算の件でございますが、これにつきましては、当初予算の方でも説明をさせていただきましたが、充当事業として、6本の充当事業をさせていただきます。これにつきましては、1億円のいわゆる実際の数字を予算化させていただいておりますが、実は対象事業の4分の3、75%相当の充当となっております。

それから、いろいろ充当できるメニューもございます。収入の額として約1億円ということで、新たに事業を起こすのではなくて、厚岸町が今まで懸案であった例えば真龍小学校の建設ですとか、パソコンの導入ですとか、そういうものについての一般財源負担について充当をするということの事業のメニューに充当してよいかということで、産炭振興機構でしたか、機構の方とのそういう協議の結果、それは構いませんということで、それを充当させていただく形で、新たな事業を起こして、その4分の3、いわゆる25%の一般財源を持ち出す格好にしないで、ちょっと言葉は専門的になるかもわかりませんが、一般財源の追い出しというふうにご理解いただきたいと思います。そのように有効に活用したいというふうに考えています。

そうしたときに、では追い出しのかかった1億円はどこへ行ったんだというご質問かと思えます。少子化対策、それから耐震、ノロウイルス対策ということで、少子化対策につきましては630万円、耐震618万円、ノロについては約50万円ほどの予算で、約1,000

万円。これだけでは当然1億円に満たないところでございます。

それで、その追い出しのかかった1億円がどうなったのかということでございますが、これはほとんどゼロシーリングのかからない臨時的な経費の方に回ってございます。ちょっと細かいお話になりますが、大きなもので言いますと、時間のかげんもございまして、例えば3年に1度の負担の退職手当組合の追加負担金が、これ、8,000万円ございます。それから、選挙の経費、それから友好都市の経費、それぞれ臨時的にやられるもの、行われるもの、それから私、税財政課でいいますと、固定資産税の鑑定の評価の関係で1,000幾ら、これらすべて臨時的に合わせますと、1億1,000万円ほどになります。それが、イコールこの基金を取り崩すことによって、追い出しのかかった一般財源が使われているというふうに解釈していただいてよろしいかなというふうに考えております。

それから、見通しが明るくなったというふうにお考えであったと。ただし、町長の答弁にあったように、やはり苦しいということでございますが、まさしくそのとおりでございまして、これらの一般財源等を追い出しをかけて、何とかクリアしてきたというのが現実でございます。議員ご承知のとおり、当初から繰入金を約6億円取り崩していることからもおわかりいただけるのではないかとというふうに考えております。

それから、連結決算等の解消についてでございますが、議員ご指摘のとおり、これからは会計間の区別がなくなるというふうに簡単に申し上げていかと思います。既に新聞報道等でご承知のとおり。

(「短く頼みます。時間がない」の声あり)

- 税財政課長（佐藤課長）　ということで、ご指摘のとおり、お考えのとおりでよろしいかと思えます。

それから、少しずつふえているということでございますが、それにつきましては、先ほど基金のところの説明させていただいたとおりでございます。

それから、公開についてでございます。

これについては、できるだけわかりやすく、言葉、数字を羅列するのではなく、できればビジュアル的に公表を考えていきたいと、このように考えておりますので、ご理解賜りたいと思えます。

- 議長（南谷議員）　総務課長。

- 総務課長（田辺課長）　私の方からは、人件費に絡みまして、職員の採用の関係についてお答え申し上げたいと思えます。

おっしゃいますとおり、19年の採用につきましては、7名の採用でございます。これは、一般事務のほか、保健師、それから嘱託職員含めてのお話でございますけれども、一方、これに対して18年度中におきます退職者、これが定年退職が9名、これを含めまして、途中退職者も含めると、全体で23名が退職、そのような状況になっておりまして、実際の補充については、このやめた方の30%、約3割の補充というような状況に相なっているところでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

●議長（南谷議員） 管理課長。

●教委管理課長（米内山課長） 私の方からは、学校統合の問題につきまして、まず町立小中学校の統合に関しまして、まず統合に伴う地域の影響、地域の活力を失わずにどのような対応をしていくのかということでございます。

町長部局との対応が見えていないというご指摘でございますが、実は私ども、この統合の懇談、地域に持たせていただいたときには、平成15年でございます。その中で、なかなか現実的な統合の方への動きというものが正直見えませんでした。実は、本格的に統合校ですとか、それから時期を明示できたのは今年度に入ってからでございます。実は、その話し合いの具体的になった時点で、実は今、質問者からご指摘いただいたような地域のいろいろなコミュニティーの核としての不安、そのようなものが実際に私どもも受けとめさせていただきました。

今回、私ども、全課にこの計画を示す中で、実はこういう問題があると。各課においてもいろいろな問題があるだろうということではご相談してございますが、これから地域と統合に向けて具体的な話し合いをさせていただく中で、個々に具体的に各課と検討をさせていただきたいというふうに考えてございます。

それから、もう一点、経費の問題でございます。

統合にかかわりまして、経費の面で統合するのではないということはおっしゃるとおりでございます。私どもも、地域の説明会の中ではそのように訴えさせていただいております。

現実としまして、ざっとの試算でいきましても、逆に収入の部で1校当たり700万円程度下がってしまう。実は、統合することの方が財政的には不利であるというデータは持っております。そんなようなことも説明する中で、私どもは、あくまで子供たちにとってどうなんだろうという視点で進めてまいっております。

次に、高校の統合の問題でございます。

中長期的な展望はどのようなのだというようなご質問でございますが、実は、既に両高校とも推進委員会というものを設置しまして、将来に向かってどのような高校を目指すのか、どのような魅力ある高校を目指すのかといった点、これらも厚岸町も含めまして、今、協議しているところでございますので、先ほど1回目の答弁で申し上げましたとおり、魅力ある高校づくりをしなければ、20年度の募集、それから将来の高校の存続、この問題にもかかわってまいりますので、慎重に検討してまいりたいというふうに考えてございます。

それから、町外からの入学生の手当て、それから高校の位置的な交通の問題の点でございますけれども、まず町外からの入学生の手当てについては、やはり両校とも実は危機感を持って、前から高校のPRその他で努力されているようですし、それから、ただ、今年度におきましては、両校とも町外の実入学生がふえました。その原因ももう少し深く研究する中で、新たな手当てが出てくるのではないかというふうな考えも持っていますし、それからおっしゃるとおり、駅から湾月町までの交通手段につきましては、路線バス、今現在、その調整で運行できるかできないか、それから新たな交通のバスなり



を運行することが必要になるかということも含めて、先ほど言いました支援策の一つとしても、今、検討中でございます。

以上でございます。

●議長（南谷議員） 残り14分です。

13番、室崎議員。

●室崎議員 すみませんね。時間が気になって、答弁者を急がせてしまいました。

あとちょっと2問目で聞こうと思っていて、うっかりしたものもありますので、ちょっとお聞きしますが、まず現在、地方債残高ですよ、地方債償還額、これが一般会計、特別会計、企業会計含めまして約110億円ぐらい、そうですね。これ、元利合計にしますと、1.8ぐらい掛けるというわけですから、そうすると、ごめんなさい。200億円ぐらいあるわけですよ、額面でね。だけれども、これ、40%から60%ぐらいの、会計によって違うんだけれども、地方交付税算入額がありますから、実質110億円ぐらいになると言われていますよね。本当の超大ざっぱ計算ですよ。だけれども、1.8掛ければ、もとへ戻ってしまうわけだ。そうすると、大体199億円ぐらいになります、元利合計です。地方交付税算入なかったら、200億円掛ける1.8ですから、がばっと上がりますけれどもね。

それで、この程度の地方交付税の算入はあるであろうというのが、一本一本についての基準財政需要額算入額がありますので、それを全部まぜて平均値を出しているわけですが、答弁の中にあるように、国は交付税の総額ですね、国としてのね。これを13兆円だか何だか言っているんだけれども、それを減らしていくわけですよ、今、いろいろなことで理屈つけて。そうすると、どうするか。各自治体全部から出てくる基準財政需要額から基準財政額を収入額引いた額全部足したら、当然合わないわけですよ。だから、調整率掛けるわけでしょう。法律上の文言では、そういうときには地方交付税率を変えましようと言っているけれども、そんなものやるわけないんですから、下げようとしているときですから。そうすると、実質に入ってくる金はどんどん下がってくる可能性がある。そうすると、実は起債償還額が実質的にふえていく可能性がある。このあたりはどの程度に見込んでいるか。大ざっぱな話でいいですから、わかれば教えていただきたい。全然ちょっと見当もつかないというのであれば、これは仕方ありませんけれどもね。

それから、ゼロシーリングは現在まで行われている経常的なものにかけた、臨時的なものにはかけてない、それはわかります。その結果、やっぱり需用費やいろいろなものが伸びてくるわけですよ。人件費だって、毎年人は年をとりますから、その分だけ手当てしていかなければならない。それで、去年に比べて今年、どのぐらい、ゼロシーリングをかけている中で膨らんだのか。

それから、もう一つは、少子化対策、500年地震、ノロ対策で、これで当初予算では1,000万円程度につけています。これらについて、補正でこれから、あれだけ町長、強調していますから、やはりいろいろなメニューを補正でのせてくるんじゃないかと思って、我々期待しているんですけれども、そのあたり、補正予算出す前に、余りそんな話はできないよというのはわかりますけれども、「いや、考えています」という程度で結構ですから、教えていただけますでしょうか。これが財政。

それから、統合の方に関しては、すべてが今始まったところだ。これからいろいろ話を聞きながら、具体的なものでもって関係部局と協議したいということに終始しているんだけど、教育委員会の口からはそこまでしか言えないと思うんだけど、これはなるべく早く具体的に出していただかなければならない問題である、そういうふうに思います。

というのは、その地域の今、子供を学校に上げている父兄だけの問題じゃないんですよ。町じゅうの人がかたずをのんで見ているわけです。何らかの形でみんな関係しています。そういうわけですから、そこでどういう手当てが行われるのかということはみんな関心持っている。それだけに、こんなことをやっていきたいんだと、予算の許す範囲でいいけれどもね。そういう余り今、大ふろしき広げた夢は語れないにしても、具体性のあるものを早急に示してもらいたいと同時に、議会にも、協議会だとかいろいろあるようですから、その動きというものは、本会議で言えなければ、厚文でも結構ですから、やはり提示をしていただきたい、そのように思うんですが、いかがでしょうか。

●議長（南谷議員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） 時間の関係ですので、お答え申し上げます。

まず、起債の残高でございますが、議員ご指摘のとおり、全会計で残高で約190億円。これを、3月の定例会で私、1.8倍ほどというふうに、これを掛けますと、358億円ほどになります。これに交付税算入を引いた額をそのとおりやりますと、約199億円ぐらいになるかと思えます。

それが下がるのではないかというご指摘でございますが、仮に国の交付税の予算が今、15兆2,000億円でございます。これが1割減ったとすると、13兆5,000億円になります。そうすると、1割減るということは、交付額が1割減るというふうに考えてよろしいかと思えます。そうすると、過疎債でいいますと、1,000円に対して700円の基準財政需要額に算入されている部分が、1割減るとすると、1,000円に対して630円しか入っていないというふうに考えてもよろしいかというふうに考えます。これは単純計算でございますが、理論的に見ますと、そのような計算が成り立つのではないかというふうに考えております。

それから、ゼロシーリングの関係で、臨時費がどのぐらいあるのかということでございますが、人件費の先ほど申し上げました8,000万円、退職手当特別負担金を除いて8,000万円を除きまして、3,467万5,000円が臨時費として増額になっているということでございます。

（「臨時費じゃないよ。ゼロシーリングかけている方の問題」の声あり）

●税財政課長（佐藤課長） ゼロシーリングをかけて……。

（「かけているところで膨らんだ部分がどのぐらいあるのか」の声あり）

り)

- 税財政課長（佐藤課長） ゼロシーリングをかけているところで、基本的に経常経費としてゼロシーリングをかけているところで、増はございません。

（「そうですか」の声あり）

- 税財政課長（佐藤課長） それから、補正予算の関係でございますが、今後、9月、12月、それから来年の3月に向けて、どのような財政需要があるかわかりませんが、その要望額等々があれば、当然補正措置をしなければなりません、今のところ、これをしなければならぬというようなことでの案件については、財政担当としては押さえてはございませんので、ご理解賜りたいと思います。

（発言する者あり）

- 議長（南谷議員） 教育長。

- 教育長（富澤教育長） 私の方からは、学校統合によって地域への影響についての考え方について少しお話しさせていただきます。

まず、1点目ですけれども、多くの地域で自治会の事務局の中心的な役割を果たしているというような地域もあります。もちろん、こういう地域についていうと、そのまま学校の先生がやるということはもちろん不可能なわけですから、自立していただかなければなりませんけれども、そのときに、今まで便宜があったことについては、何らかの措置を考えていかなければならないなというふうには考えておりますし、もう一点、先ほど運動会というお話が出たんですけれども、確かに今回の統合の問題の中でも、どちらに統合するのかという中では、いわゆる地域の運動会に地域単位での参加というのも僕は十分考えられるというふうには考えるんですけれども、ただ、もう一点、それぞれの地域が地域運営の保育所の幼児たちも含めて参加しているというふうな中で、その子たちの発表の場なり、地域と交流する場が設けられるかというふうな問題も当然出てこようかと思えます。これについても、統合される学校等々の関係もございまして、これからの話し合いの中で方向性を探していければというふうに思います。

ただ、いずれにしても、まだ具体的には各地域からもこういうことをお願いしたいという形では上がってきてないものですから、この点については、スクールバス等の協議等ともあわせて問題点を洗い出して、早急に協議してまいりたいというふうに思います。

以上です。

- 議長（南谷議員） 以上で室崎議員の一般質問を終わります。

次に、10番、谷口議員の一般質問を行います。

10番、谷口議員。

●谷口議員 本定例会一般質問に当たりまして、通告しておりました5件について質問をいたします。

まず初めに、この6月から定率減税の廃止による住民税の増税が始まり、納税通知書を受け取り、住民税をどうしてこんなに納めることになるのか。特に、その影響が大きいのが高齢者であり、所得が一気に下がった方、あるいは退職やリストラによる転職、正社員から臨時、パートに変わった人たちではないかと思われませんが、次の4点についてお伺いいたします。

1つは、納税通知書が発送されておりますが、住民からの問い合わせは現在、あるのかどうか。

2つ目は、国民健康保険税や介護保険料への影響はどうなっていくのか。

3つ目は、定率減税の廃止によるランクアップにより、保育料の値上げがあるのかどうか。

4つ目は、今回の増税による住民負担の影響は大変大きいものがありますが、特に低所得者、若年層、年金生活者などに対する対応はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

次に、アザラシの被害対策についてお伺いいたします。

このことにつきましては、さきの議会の予算委員会においても質疑が行われておりましたが、保護動物と漁業の共存について、その対策に本腰を入れて取り組む時期に来ているのではないかと思うものであります。

1つとして、厚岸町の漁業被害の状況はどうなっているのか。漁獲物の被害、漁網等の被害の状況。

2つ目は、現在、どのような対策が行われているのか。

3つ目として、アザラシなど保護海獣と漁業の共存を図るため、生態調査の実施、被害を防止するための漁網、漁具や漁法の研究と開発を道や国の研究機関が行うよう強く求めていくべきと思いますが、どのような対策が進められているのかお伺いをして、私の1回目の質問といたします。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 10番、谷口議員のご質問にお答えをいたします。

定率減税の廃止と住民税の増税について、納税通知書が発送されているが、住民からの問い合わせはあるのかとのご質問であります。平成19年度納税通知書につきましては、町道民税、固定資産税、都市計画税について、今月8日に各納税義務者あてに発送し、これとあわせて、納税者の方からの問い合わせなどが多数あることを想定し、問い合わせの混雑等に伴うトラブルの回避と正確な説明ができるよう、問い合わせなどにかかわる整理票を作成し、迅速に対応するべく、担当職員の連携などを含む体制を整えていたところであります。先週末現在の問い合わせは、総数で約40件、そのうち町道民税に関する件数は約20件となっており、多数の問い合わせがあると予想していただいております。事前にテレビ、新聞等により税源移譲の報道等がされていたこと、さらには本年2月から3月にかけての確定申告時における事前説明、納税通知書へ

の税源移譲にかかわる説明チラシの同封などもあり、現在のところ、おおむね例年並みの問い合わせ数であるととらえているところであります。

次に、国民健康保険税や介護保険料への影響はどうなるのかについてであります。国民健康保険税につきましては、課税額による判定ではなく、所得による判定であることから、定率減税の廃止による影響は直接ないところであります。

介護保険料につきましては、平成18年3月議会において一部改正を議決いただきました厚岸町介護保険条例の規定により、7月に付加させていただく予定であり、現在、最終的な計算作業の途上にあるため、確たる影響をお示しできる段階にありませんので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、定率減税廃止によるランクアップにより、保育料の値上げはあるのかについてであります。所得税、個人町民税の税額を判定の基準として決定する保育料につきましては、定率減税が廃止されたことに伴って、料金算定の階層区分に異動が生じないように、厚岸町立保育所条例の一部を改正する条例を本年3月開催の第1回定例町議会においてご承認いただいておりますので、影響はございません。

最後に、今回の増税による住民負担の影響は大きいですが、特に低所得者、若年層、年金生活者などに対する対応はどのようになっているのかについてであります。このたびの税源移譲に伴う所得税と住民税の税率改正による税源の移しかえ、定率減税の廃止等、直接関連する対応策はありませんが、町道民税では、65歳以上で合計所得が125万円以下の非課税措置が廃止となった年金生活者につきまして、均等割、所得割について、3分の1に減額される経過措置が今年度まで適用されるところであります。

国民健康保険税では、低所得者につきましては、従来から2割から7割の範囲で均等割、平等割について減額の特例があるほか、年金生活者に対しては、税制改正における経過措置として、平成19年度は所得割額算出にかかわる基礎控除33万円に加えて、7万円の控除があるところであります。

介護保険料にあつては、低所得者、年金生活者への配慮として、厚岸町単独の介護保険料減免取扱要綱に基づいて、低所得者への減免を実施しているところであり、引き続き制度の周知に努めてまいります。

なお、若年層では、税制上の特例等はありませんので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、アザラシの漁業被害についてであります。

この問題は長年の懸案事項であり、過去からも幾度となく町議会で質問をいただき、町としても、情報の収集に努めながら、厚岸漁協協同組合とも連携し、関係機関と協議を重ねてきておりますが、なかなか進展が見られず、苦慮している状況にあります。

1点目のアザラシによる漁業被害の状況であります。平成18年度の漁獲物の被害は、主にニシン、シシャモ、シラウオ、カレイなどで、数量で1,410キログラム、金額で274万円となっております。これは、前年の調査と比較して、数量、金額ともに減少しておりますが、未申告など数字にあらわれない被害も多く、被害そのものは増加の傾向にあると聞いております。

また、漁具被害であります。そのほとんどは刺し網や小定置が破られるというもので、平成18年度は金額で64万円となっております。前の年と比較して、若干の増加となっております。

2点目の対策についてであります。過去には漁業者みずからが花火やかかしなどでアザラシを網に近づけない、追い払うための対策を講じてきましたが、一時的な効果しか得られず、その対策に苦慮しているというのが現状であります。

平成15年4月の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正では、道内に生息する5種類のアザラシが新たに保護対象となりましたが、当町で主に漁業被害をもたらしているのは、回遊性のゴマフアザラシではなく、定着性が強く、希少種であるゼニガタアザラシで、漁業被害に対する有害駆除の許可は環境省が行うこととなっており、町といたしましても、これまで厚岸漁業協同組合と連携し、釧路支庁環境生活課とアザラシによる被害の軽減対策の早期実施について協議を重ねておりますが、対策の実施については極めて厳しい状況にあります。

また、本年3月30日には、ゼニガタアザラシの研究者や被害を受けている漁業者23名が、環境省釧路自然環境事務所に対し、学術研究のためのゼニガタアザラシの捕獲申請書を提出し、あわせて厚岸漁業協同組合からは、その捕獲申請が許可されない場合に、関係者へ直接説明を求める要望書を提出しておりますが、現在、内容の審査を行っているとのことで、回答待ちの状況になっております。

3点目のアザラシと漁業の共存のために、漁具や漁法を研究、開発を北海道や国の機関に強く求めてはとのご質問であります。鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の趣旨には、鳥獣の適正な保護を推進すると同時に、あわせて農林水産業への被害軽減を図るとされており、平成15年度から3年間、環境省が実施した生息調査は、今後のアザラシ管理の方策を探ることが目的であり、今後も適正な頭数を把握するため、継続調査が必要と考えています。

今年3月2日に開催された環境省とNPO法人北の海の動物センター主催の調査報告会では、漁業者からも環境省や北海道などに対し、被害対策について直接強く要望しているところであり、町といたしましても、保護管理計画の作成や、議員ご提案の漁具や漁法などの研究開発について、今後とも強く国や北海道に要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

●議長（南谷議員） 暫時休憩いたします。

午後2時55分休憩

午後3時30分再開

●議長（南谷議員） 再開いたします。

10番、谷口議員。

●谷口議員 ただいま、先ほど町長からご答弁をいただいたんですが、住民税の増税の問題でありますけれども、今の町長の説明を聞いておりますと、ある意味、それほどの影響はないんじゃないのかというように聞こえるわけでありまして、今回提出していただきました資料を見ても、それぞれやはりその影響が出ているのではないのかなと

いうふうに考えます。

そこで、今回のこの資料については、収入が増減ないことを前提にしてつくられている資料でないのかなというふうに思うんですよね。それで、今回のこの住民税の増税の問題なんですけど、町長が言われたように、結果的には税源移譲に伴うものだということがその根幹にあるわけですけども、結果的に、所得税と住民税を今まであったのを3兆4,000億円ですか、これをそれぞれ増減させたことによって出てきたわけですけども、一番問題なのは、先ほども私、申し上げましたけれども、所得が変わった人に大きな影響が出るのではないのかなというふうに思うんですよね。

それで、今、多くの方々が給料は上がらない、逆に下がっていくという状況にあります。かなり景気は回復したというようなことが盛んに言われておりますけれども、こちらにはそういう影響はほとんど波及していないのが現実で、逆に、多くの人たちが所得が大幅に減ってきているというような状況にあると思います。そういう中で、例えば正社員からフリーターだとか、あるいは臨時に変わるという場合に、その人たちがどういうふうになっていくのかということがあると思うんですね。

それで、町内でも話を聞いていると、昨年度までは正社員であったけれども、解雇されて、一定の時期で臨時で採用をするというような人もいます。それから、昨年退職して、一定の年齢になって退職をして、年金生活を始めた人。そうすると、この人たちも相当の差がありますよね。一定の年齢で、年金、厚生年金等を受け取ることができるような年齢に達して退職した、そういう人たちが、実際にやっぱり大きな増税になってしまうのではないのかなと思いますけれども、これらについて、もう少し詳しく説明をお聞きしたいというふうに思います。

そこで、もう一つお尋ねしたいのですが、この税源移譲に伴う経過措置があるわけですけども、税源移譲によって収入が大幅に変わるという人たちが増税になる。それを救済するための措置を国の方で決めているわけですけども、これについてはどういう対応がされているのか。そして、それが実際にその対象者に対して、実際、周知されるような仕組みになっているのかどうなのか。減免についても同じ対応があると思うんですが、これらについて、もう少し説明をいただきたいというふうに思いますので、ひとつよろしくお願ひいたします。

それから、次にアザラシの問題についてお伺いをいたします。

今回、資料をいただきまして、今、町長の方から説明がございましたけれども、厚岸町の漁業被害、これについては、年間、ちょっと以前は相当あったように金額では出ているんですが、この金額がどうしてこんなに違うのか、その辺についてわからないんですけども、過去4年間でも3,721万円と。この辺をベースにすると、4,500万円ぐらいまでいってしまうのかなというふうに考えるんですけども、アザラシの問題は、非常に問題は簡単なものではないのではないのかなというふうに思うんですよね。ゼニガタアザラシは絶滅危惧種に指定されている、そういう動物であるというふうに思います。そして、これもランクが低い方ではないですよね。そういうことを考えると、どう共存していくのかということがやはり非常に大きいのではないのかなというふうに思います。

それで、ゼニガタアザラシの生息地で有名なのは、襟裳と大黒島がやはり生息域としては大きなところになっているのではないのかなというふうに思うんですよね。そういう

ときに、厚岸の取り組みと襟裳の方の取り組み、この違いもあるのではないのかなというふうに思います。

それから、トドなんかの被害を受けている地域があります。この地域でも、非常に漁業被害が大きくて、その対策に苦慮している。そういうことを考えると、やはり海獣被害を受ける地域の漁業者あるいは関係団体、関係自治体、こういうところが連携した対応をとっていかないと、それぞれ別々な対応では、やはり困るのではないのかなというふうに思うんですね。それらについて、実際どういうことが、もう行われているのであれば、どのようなことが行われているのか、それらについて説明をしていただきたいというふうに考えます。

それから、私、1回目の質問で申し上げましたけれども、漁業被害を食いとめながら、漁業とこういう保護動物の共存を図っていくということをやっぱり厚岸町でもきちんと意識づけをしなければならないというふうに思うんですね。

そうした場合に、やはり被害は食いとめなければならない。そのための対策は、やはり地域の漁業者や漁業組合や関係自治体だけでは到底できる問題ではないのではないかなというふうに思うんです。そうすると、やはり保護を指定する国あるいはその行政をつかさどる北海道等が、やはり漁網だとか漁具だとか漁法の開発、研究をきちんと進めていってもらわなければ困るのではないかな。きちんと位置づけをし、予算化をし、そしてそのための対策を講じていくということをや国や道に強く働きかけをしていただく。そして、そのための対応をきちんととっていただくということをしていただかなければ、漁業者にとってはやり切れない問題ではないのかなというふうに思うんですね。

今、非常に自然保護に対する問題というのは、一つ間違えれば、大変な状態に陥ってしまうということになると思います。そういうことを踏まえて、もう一度答弁をお願いいたします。

●議長（南谷議員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

税源移譲にかかわる税率の改正等に伴って、所得税と住民税の増減、いわゆる移しかえの件でございますが、正職員からフリーターになった場合、それからかつてお勤めの方が退職なされて年金所得になった場合、これらそれぞれ想定されるところでございます。

これらにつきましては、議員、先ほど申し上げられたとおり、経過措置がございます。この経過措置につきましては、今現在は、サラリーマンの方は既に1月から税率が半減になった部分で所得税は控除されてございまして、住民税につきましては、本年6月から10%一律で課税されておまして、それをプラスマイナスしますとゼロというような国の報道であります。定率減税の方は別にしまして、そういうことになってございます。

ところが、仮に19年中に所得が急にゼロ円になって、所得税がかからなくなった場合、この場合は、既に住民税は捕捉年が18年分に課税されますので、その段階でもう10%、いわゆる倍の税率で住民税が課税されております。そうすると、払い過ぎている状況が



生じます。この払い過ぎる状況を回避するために、議員先ほど申し上げられた経過措置がありまして、そういう場合につきましては、その状況が例えば自営業の方は来年3月に確定します。その段階で所得税がゼロになった場合は、当然、その分は住民税に相当する5%ふえた分、その分からお返しするという状況が経過措置の内容でございます。

お返しする状況なんです、これは役場から自動的にお返しするのではなくて、対象者の方が20年7月1日から1カ月間、20年7月31日までの間に申告をしていただいて、お返しする形になるという制度でございます。

これはどこからお返しするかということになりますと、本年1月1日現在、課税した厚岸町に申告をいただいて、厚岸町に納めていただいた5%分をお返しするという制度でございます。

これにつきましては、当然のことでございます、国税と住民税の課税の捕捉年度が違うことにより、こういう現象が生じることを回避するために、所得税法等の改正、それから住民税、厚岸町でいいますと、町税条例の改正をさきの改正でさせていただいたところでございます。

それから、周知についてでございますが、来年の7月1日からの申告の時期ということでございますので、来年2月から3月までの間の確定申告でこれが判明します。そのときに当然周知をし、申告をしていただくということで考えておりますが、所得税がかからないから申告に来ないという方が想定されます。これにつきましても、そういうことが不利益が生じないように、周知をして、要するに払い過ぎのないように措置を講じてまいりたいというふうに考えております。

これにつきましては、国からも当然そういう指導もございますし、管内市町村足並みをそろえてそういうチラシ等を、周知のためのそういうものをつくってやりましょうというお話になってございまして、とにかく不利益にならないように措置を講じてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

●議長（南谷議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 私の方からは、アザラシ被害の関係のご答弁をさせていただきます。

まず、1点目の漁業被害についてであります。どうしてこの調査が毎年食い違っているのか、少なくなっているのか、そういうお尋ねであります。

漁業者にとっては、必ずしも皆さんが報告しているわけではなくて、一部の漁業者の本当に切実な訴えというのが形になって、この被害報告になっているのかなと思います。頭数的に、平成15年に274頭が頭数、固体数として確認をされてございます。平成16年に348頭、それから平成17年に322頭ということで、一部のこの報告によりますと、この20年で3倍ほどにアザラシの数がふえているということでもあります。

被害額が、漁業協同組合でまとめ始めて、被害額出ているわけですが、毎年減っているというような状況であります、頭数はふえていますので、この数字というのは、数字にあらわれないものが相当含まれているのかなというふうに思いますので、それで一つの目安として、ご参考までに、どのぐらいの本来被害があるのかなということ

で、私なりに調べたものがございますので、申し上げますけれども、実は前の課長さんが、大体、大人のアザラシ、成獣アザラシですね、1日にどぐらいの魚を食べるだろうということで、いろいろ調査をされた数字が残ってしまして、この数字、1日4.5キロ食べるということで、これを平成17年の頭数322頭に当てはめると、1日当たり1,449キロ、1.5トンほどの魚が食べられるのかなと。それを365日、1年に直しますと、約53トンになります。厚岸の湾内と湖内、主な魚に限定して、カキ、アサリは別としまして、魚に限定した15年間の平均の水揚げ量が586トンであります。パーセンテージにしますと、9%に相当するトン数になります。これを水揚げ額に直しますと、586トンで2億2,794万9,000円ありますから、トン当たり、これで38万8,991円、魚種にシラウオとかそういった高い魚から安い魚まで入れまして、押しなべて38万8,000円です。これを52.8トンに換算をいたしますと、損害額が2,000万円を超えて、2,053万8,000円という損害額になります。これが365頭の頭数の場合には2,000万円ぐらい、それから平成15年の274頭に換算をいたしますと、1,700万円ほどの被害額、魚だけで、ちょっとラフな数字になりますけれども、一応の一つの目安として、そのぐらいの損害額になるのかなというふうに思います。

2点目の襟裳の取り組みと厚岸の取り組みの違いについてのお尋ねでありましたけれども、襟裳の関係についてはよく承知はしてございませませんが、厚岸の違いについては、10年以上前から被害状況について追跡調査をされているというふうなことをお聞きしてございまして、議員お尋ねのとおり、厚岸町においても、それらの今後、襟裳の方の被害対策についての調査をしてまいりたいというふうに思います。

それから、それぞれの何か対応しているのなら、それをちょっと説明していただきたいという内容のお尋ねであります。

実は、1回目の答弁でも申し上げましたけれども、現在、東京農業大学の研究者を代表にして、今、環境省の方に実は駆除申請をしているということでもあります。この研究者は、全部で代表者を入れて23名で今、申請をしていますけれども、苫多の実行組合の漁業者全員と、それから白浜の漁業者の方、これは1名加わっていますけれども、あと数名の研究者、これらの方々が合同で申請者に名を連ねて、現在、環境省の方にゼニガタアザラシの方の捕獲申請をしているという内容です。

漁業協同組合としましては、この申請がもし仮にだめになった場合については、環境省にそのだめになった原因について、漁業者にぜひとも説明をしてほしいという要望書も加えて、この申請とは別に環境省の方に提出しているというのが、この新しい動きとして出てまいります。

その内容ですけれども、30頭を一応捕獲の申請を出しているという内容ですけれども、その30頭のうち2頭について、学術研究ということで申請を上げているようであります。あと28頭については、標識、それらをつけて、タグをつけて、一度捕獲した後、そういった標識をつけて、それを放して追跡調査をするということで、これらの申請を現在、出しているという内容であります。

それから、共存共栄の関係のお尋ねもございました。

これについては、私どもは申請者と について、ご提案の漁具あるいは漁法の関係につきまして、これらについては、今後、漁業者、あるいはあと漁業協同組合、

これらの意見も聞きながら、今後、検討をしてまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと存じます。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 住民税の増税の問題については、やはり納められる人はどうってことないんですよね。問題は、その時々の変動によって、急に収入が減ったり、あるいはそれまでの生活ががらっと変わってしまう人たちに影響が一番出るわけですよね。

一般的に生活している人たちにおいても、この資料を見ただけでも、年間、普通の給与所得者、夫婦の場合でも、子供いないと、500万円の収入があれば、3万1,800円の増税になるということですよ。子供が2人いる場合は、1万7,600円ということになります。そういう一般の人でも、これだけの影響があるのに、さらに先ほど言ったように、急にリストラ等に遭った場合、あるいは給与所得から年金生活に変わった場合、これらについては大幅な収入が減をするということで、住民税の大増税になってしまうと。人によっては、七、八倍になるという例もあるというふうに聞いておりますが、厚岸町ではまだそこまでいっている人はいないのかなというふうに思いますけれども、非常に重税感が漂っているという状況だと思います。

その一方で、物価等が非常に今、上がっている最中ですよ。ガソリンなんか、もう非常に高くなってきているというのを見ていくと、当然これが波及をして、消費にも大きな影響が出てくるのではないのかなということを考えると、やはり町民一人一人の生活をきちんと守っていくというのが自治体の仕事でありますから、これについては、やはりきちんとした対応をとっていただきたいというふうに思います。

それで、先ほど激減した人の救済措置について、経過措置があって、来年の確定申告の時期、あるいは収入が減ってしまった人は確定申告がないというようなことで、申告に来ない場合があるということが出てくるというようなこととお話しされておりますけれども、それでやはり来年の7月1日から31日の間に納税者本人が申告をしないとしない制度なんですね。ですから、これは何かこのごろこういうのを聞いて腹が立つのがいっぱいありますけれども、年金もついこの間までは自分で全部証拠書類を持って、そうしたら見てあげますよというようなことがありましたけれども、それとは違うとはいいいながらも、納税者本人が申告をしなければならぬという問題ですから、この周知徹底はやっぱりきちんとしていただかないと困ると思うんですよ。1回やったらいいという問題ではないと思うんです。

それで、全国で住民税を納めなければならない人は5,500万人いるそうなんですよ。それで、そのうちの六、七%が救済措置が講ぜられるのではないのかなというふうに言われているんですよ。そうすると、やはり厚岸町でも相当な数がこの対象になると思いますので、それらについては、きちんと対応できるような措置を講じていただきたいと、周知徹底を図っていただきたいと思いますが、もう一度ご答弁をお願いいたします。

アザラシの問題ですけれども、今、課長から説明をいただきましたけれども、アザラシがいるのが悪いことのようになっていったんでは、やっぱり議論の仕方、ちょっとボタンがずれてくる可能性があると思うんですよ。

今、課長、さんざんおっしゃっておりますのね、1頭が何トンだか食べますから、そうすると322頭いれば、2,000万円ぐらいの被害があるんでないかというようなお話ですけども、そうしたら、ゴメはどうなんだということになると思うんですよね。そのほかにもいろいろな海鳥だとかいますから、そうすると、ゴメが食べたのが何ぼ、アザラシが食べたのが何ぼ、そのほかにもいろいろなエトピリカだとか何だとかっていますよね。たまに場所によってはアオサギなんかもしけでとったりすると思うんですけども、そうではなくて、やっぱりアザラシや海鳥が生息できるというのは、そこに資源があるという前提だと思うんですよね。その中で、お互いに人間と動物たちが生きていくために、きちんとそれらを上手に、魚の子孫も当然残していかなければならないし、そういうもののバランスをきちんととっていくということが大前提でなければならぬと思うんですよ。それを全部どこかで崩してしまっ、とる方だけが正しいみたいになっても困るし、残す方だっても、一方的にやってもまずいと思うんですよね。ですから、その共存共栄をきちんと図っていくということが大前提にあっていかないと、この問題はやっぱり根本的な解決はできないのではないのかなというふうに私は思うんですよ。

ですから、先ほど襟裳の話をしましたけれども、何で襟裳で共存の取り組みがされているかという、やはりそこに資源がある。その資源があることによって、アザラシもいるんだという立場なんですよ。ところが、アザラシもいなくなってしまった。海鳥もいなくなってしまった。さて、そこにはそうしたら何か住めるのかということになっては困るんですよ。ですから、そういう海鳥も海獣も、あるいは漁業者がきちんと漁業が成り立っていくように、どうしたらいいのかということをやっぱり真剣に考えないとだめだと思うんですよ。

ですから、そのための取り組みをやっぱり官民挙げて、これこそ官民挙げて取り組む問題である。国を巻き込んで取り組んでいかなければならない問題だと思うんですよ。

ですから、やっぱり今、非常に腹の立つ問題もたくさんありますけれども、こういうときこそやはり強く働きかけをして、漁業被害をできるだけ少なくしながら、あるいは新しい漁網や漁具を開発する場合でも、今、報道なんかを聞いておきますと、新しい漁網をつくるというと、莫大な金がかかってしまうと。そうすると、それではとても漁業が成り立たない。そうであれば、やはりそれに見合った補助金を出すだとかね、だって保護動物を守らなければならないという国の方針があるわけでしょう。国は勝手と言ったら変だけれども、そうやって決めておきながら、漁業被害には目をつぶるということにはならないと思うんですよ。ですから、そういう対策をきちんと講じていただくということがやっぱり大事だと思うんです。

それで、一定の捕獲をして、アザラシがどういう動きをするのか、あるいはどういう食物の取り方をしていくのか、そういう研究のために、大学の方で研究をしようということのようでもありますけれども、これはやっぱりもっともっと広げて、道や国が本腰を入れてその対策をとっていくということにしていかないと、この問題は解決しないのではないのかな。

そして、もし間違っ、て一方的な捕獲等に動き出したときには、今度は自然保護団体等から非常な反発を食ってしまうということにならないような対策をしっかりとっていただかなければ私は困ると思うんです。そういうことに対して、厚岸町としてどう取り組

んでいくのか、もう少し明確な答弁をしていただきたいというふうをお願いをいたします。

●議長（南谷議員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） まず、定率減税の方からご答弁申し上げます。

議員ご指摘のとおり、周知徹底することを当然やらなければなりませんし、できるだけ漏れののないような方法を考えてやりたいと思います。

具体的には、10%の課税になった今年度通知書を送った方については、それなりの通知をするですとか、そういう方法をとって、絶対的に不利益にならないような方法を考えてまいりたいと思っておりますので、ご理解賜りたいと思います。

●議長（南谷議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） ただいまのお尋ねであります。厚岸として、このアザラシ対策について、今後どう取り組んでいくかという内容であります。

実は、平成15年から17年までの間につきまして、調査を実施しまして、アザラシが頭数がふえているにもかかわらず、国は現在、具体的な対応と申しますか、そういった保護管理計画、そういったものがまだ示されていない状況でございます。

それで、厚岸町といたしましても、生息調査と申しますか、そういったことの必要性について、今後、要望してまいりますけれども、この生息調査の継続の必要性、これについては、今後とも国が責任を持って、研究者あるいは研究機関、そういったところが各種調査を継続をして、アザラシの保護管理をして、保護管理計画を立てていく。それで、適正な生息数をつかんでいくというようなことに結びついていくのではないかとこのように思います。

議員ご指摘のとおり、非常にデリケートな問題も控えております。それで、これらについても、一方的にならないように、今現在のところは、漁業者が一方的なことで被害を受けているというような状況もありますけれども、これらについては慎重に対応してまいりたいというふうに思っております。

それから、あと議員ご提案の漁具あるいは漁法、これらにつきましても、今後、漁業協同組合あるいは漁業者、そういった方々と協議をしながら、これらについて、町としてどのようなことができるのかも含めまして検討してまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（南谷議員） 以上で谷口議員の一般質問を終わります。

次に、1番、音喜多議員の一般質問を行います。

1番、音喜多議員。

（「休憩」の声あり）

●議長（南谷議員） 休憩。

午後 4 時08分休憩

午後 4 時09分再開

●議長（南谷議員） 再開いたします。

●音喜多議員 選挙改選後、初の定例会に当たりまして、さきに通告してあります財政問題 1 点について、新たな心構えで質問させていただきたいというふうに存じます。

この春の選挙戦を通じまして、多くの町民、有権者は、時同じくして、連日夕張報道を引き合いに、「我が町は大丈夫なのか」という問いかけを、あるいは疑問をいただきました。私は、「恐らく大丈夫でしょう」という返答に、みずから疑問を持ちながらも今日に至っておりますが、この機会に改めて我が町の懐事情を少し議論させていただきたいと思う次第であります。

まず初めに、我が町で計画を立てました行財政改革が予定どおり進み、その改革が予定どおり前進しているのかということであります。

国、国から地方へのあらゆる改革が続く中で、地方自治体は交付税の減額の中で過去の組織や仕事の進め方、住民とのかかわり、サービスのあり方まで問われ、17年度から20年度までを 1 期として、最も収入不足を来すと予測し、聖域なき取り組みが求められた時期だというふうに強調しておりましたが、取り組んできているものと思いますが、その状況は、進行過程をお示しさせていただきたいというふうに思うのであります。

次に、夕張問題で国が全国の地方自治体に大きな不安を動揺を与え、国で新たに地方自治体の財政健全化の指針をつくり、今国会で過日、成立いたしました。シンポウの詳細は、この秋の政省令を待たなければならないという先ほどのお話であります。その背景には、右肩上がりの財政を期待して、現実には合わない事業をしてきた、させてきた国あるいは各自治体の現在の姿だというふうに思います。

長年の財政担当者は、一つの目安を持ってその任に当たってきたと思うのであります。各自治体、赤信号をみんなで渡れば危くないというような、そんな状況の中で今日まで財政運営をされております。

そこで、既に05年度決算は済んでおりますが、それをもとにして、少し考えてみる必要があるのではないかと思いますので、その資料をいただき、我が町の実態をお示しさせていただきたいというふうに思います。

3 点目に、今後の財政見通しであります。これからも町を運営していくのは、何といたっても交付税を柱とする国頼みの現状です。形なりの陳情や、ある一定程度黙ってでも来る交付税というお金、そのお金を何に使ってもよいという時代は終わろうとしているのではないかと私は思うのであります。特に近年、国の方針、身動きは、かわりばえの早いことがうかがえます。その動向をアンテナを高くしてしっかり見きわめていく必要があるというふうに思います。

昨年 7 月に閣議決定しました経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006、そして

また今日の新聞等にありますが、2007の経済財政政策の基本方針は、いわゆる骨太の方針が次から次と出されております。そういった中での最大の歳出削減がうたわれておりますが、我が町としては、この対応にどのようにとられるのか、とっていかうとしているのか、その辺の財政事情についてお尋ねしてまいりたいと思います。

以上で1回目の質問にさせていただきます。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 1番、音喜多議員のご質問にお答えをいたします。

町の財政状況について、短期集中期間、第1期の経過途中であるが、その目標と実績はどのように推移しているかについてであります。財政自立シミュレーションの短期集中対策期間における目標と実績につきましては、平成17年度決算及び5月31日出納閉鎖に伴う平成18年度決算ベースをもって比較及び分析をするため、現在、最終的な計算作業の途中でありますので、両年度の確たる評価についてはお示しできる段階にありませんが、現段階における目標と実績につきましては、両年度とも歳入面では、地方交付税及び投資的経費の財源に充てられる町債などが目標を上回り、一方、歳出面では、各種基金への積立金及び投資的経費については、第7次3カ年実施計画に未掲載であった事業の実施もあり、目標を上回る形となっております。

なお、投資的経費の増となった主な内容であります。平成17年度においては、土地開発公社解散に伴う町有地取得事業として約1億300万円、農地開発事業繰上償還金として約1億7,800万円、平成18年度では、ごみ焼却処理場整備事業として約2億900万円などとなっております。

また、年度ごとの収支であります。平成17年度の目標2,300万円に対して、決算では2億100万円となり、1億7,800万円の増。18年度については、目標4,000万円に対して、決算見込みであります。1億3,590万円となり、9,590万円の増となっております。本年度及び翌年度につきましては、歳入の大宗を占めるところの地方交付税がまだ不透明でありますので、引き続き慎重な財政運営をしなければならないと考えているところであります。

次に、我が町の05年決算で、経常収支比率で89.7%、公債費負担比率が21.5%、実質公債費比率が19.5%と高い比率を示し、財政運営は厳しいと見る。地方財政健全化法も創設されるが、今後の適正化の方法はどのように考えているかについてであります。ご指摘の各指標について、全道180団体の順位と比較では、経常収支比率が180団体、降順で74番、実質公債費比率が同52番、公債費負担比率が同109番となっており、全道市町村との比較では、実質公債費比率、経常収支比率が高い比率で推移しているところであります。

ご指摘のとおり、去る15日に地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる地方財政健全化法が参議院において可決成立し、平成21年度から施行されるところであります。

このうち、実質公債費比率への対応といたしましては、昨年度の地方債制度の改正を受け、お手元に資料として配付しております厚岸町公債費負担適正化計画を本年2月に

策定し、この計画の着実な実施により、当該比率を下げる財政運営を図るべく対応してまいりたいと考えております。

この他、他の指標に対する適正化方法についての具体策は、今後、同法に基づく各指標とあわせて総合的に検討し、対応策を講じていく必要があることから、同法の規定に基づく適正かつ柔軟な財政運営に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を願います。

最後に、今後、国から地方への財政状況の見通しはについてであります。国の平成18年度税収見込みは、法人税については大幅な増収が見込まれ、平成19年度以降もさらに伸びる余地があるとの予測がある一方で、所得税については、定率減税が廃止になったものの、国の試算に反し伸び悩んでいる状況で、このまま推移すると仮定した場合、18年ぶりに法人税収を下回るものとなるものと予測もされているところであります。税収総体では50兆円台を確保できれば、平成12年度以来6年ぶりの増収となるとの報道等がなされているところであります。

しかしながら、国税収入の増収がそのまま地方交付税の増額に直結するものではなく、今後の国の施策動向を注視していく必要があるところであります。

また、本年度から本格的に実施された国から地方への税源移譲は、国の税収とは連動するものではなく、中央と地方における景気回復の格差解消は顕著なものとなっていないことは周知のとおりであります。

このような情勢の中において、今後におきましては、現在、国において審議、策定中であり、経済財政運営と構造改革に関する基本方針、いわゆる骨太の方針2007の原案に織り込まれている平成20年度予算における歳出削減の断行、消費税を含む税体系の抜本改革、ふるさと納税制度などの地方と密接に関連する改革の検討項目など、国の施策動向を注視しつつ、情報収集に努めながら、財政運営に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

以上でございます。

●議長（南谷議員） 1番、音喜多議員。

●音喜多議員 今、答弁いただきました1点目の短期集中期間の取り組みの経過の途中でございますけれども、今、答弁書にもあるとおり、予測のできないというか、そういう今言われた3点ほどの支出増としての土地開発公社、あるいは農地、あるいはごみ焼却場、こういったものが、やはり予定どおりの計画の中には当初のってなかったんではなかろうかなというふうに思っておりますが、そういったことで、ここにも書いてあるとおり、予定どおりの財政運営はできなかったわけじゃないんですが、まだそういう過程であるということをお話ししてございます。

それで、第1期のこの取り組みなんです、17年度を初年度として、町民に示したのは20年間ですよね。平成36年まで。その間の1期として5年間取り組んでいるわけですが、現在の5年間すら、先は見通しは私はできないだろうというふうに予測はしてたんですが、今の非常事態というか、事故的なお金の使い方も含めて、今後、このとおりいけるといいうふうに絶対思われるかどうか。



次にまた21年度から2期の計画が出てくるわけでありますが、そういった先も、この計画から見れば、そのとおりできるのかなという疑いを持たざるを得ないんですが、今後の見通しというか、その点について、一言、予定どおりいくとか、予測しがたいことはないのかということをお伺いしておきたいというふうに思います。

それから、2点目の財政健全化法の関係でございますが、今言われたように、さきにも13番議員との議論の中にもありましたように、今回、夕張ショック以来、50年ぶりに地方財政再建促進特別措置法という、今ある再建法というか、そういったものが変わってきたわけでありましてね。今回は、この次は、先ほども言われておりますが、新しい自治体財政健全化法案、正確には地方公共団体の財政の健全化に関する法律ということで、今までは、もう破綻してしまった財政健全化法しかなかったんですけども、今回は、この法律によって、自治体の財政危機を早期に発見するという意味で、財政破綻の未然防止という前段のものがありますよと。それから、同じく、今まであったような財政を多角的に把握して、財政健全化状況を見きわめていくという、それで再建していくよという見方変わってくる。

このそれぞれの中には、先ほどもお話ししておりましたが、4つの健全化判断指標というのがあって、それが先ほど言われていたような4つの問題だろうと。いずれにしても、この4つの項目のうち1つでもあれば、その団体は再建というか、そういう計画を立てて、出しなさいよということになっているわけですよ。

先ほどもお話しされましたが、実質赤字の比率だとか、実質公債費の比率だとかあるわけでありまして、今回私が資料としてお願いしておりますのは、現在の中での収支比率、経常収支の比率の関係、それから実質公債費の比率の関係、それから公債費負担の比率の関係、これが私が調べた限りでは、ちょっと厚岸町においては、今示された資料にもあるとおり、ちょっと高いといおうか、非常に厳しいものがあるのではないのかな。

経常収支比率の中でいうと、厚岸町は05年度で見えていきますと、89.7%。逆に言えば、残り10%で事業をしていくという状況ですね。普通は、今まで財政担当、課長あたりはしっかり知っていると思うんですが、90%を超すと、財政運営には窮屈だというか、逼迫している。通常、余裕がないと言われていたわけですね。厚岸町の場合は89.7%、約90%。だから、90%に至ってないから、それでいいんだと思ったんでは、私は大変な問題になるというふうに思うのでありますので、今日までやってきた経過を含めて、この主なる原因は何だったのかということをお尋ねしておきたいなというふうに思います。

私のところの町は、そういうことでは該当はしないと。昔の、今のというか、そういう方の中では、比較的いいと思っていられると思うんですが、私はこのあれは、この後の新しい法律体系の中でも生かされてきますので、しっかりとやっていかなければならぬだろうというふうに思います。

厚岸町は、この経常収支比率ですね、27%。この資料にもあるとおり。これ、20%を超えると、借金返済が、経常収支の公債費ですね。公債費が20%を超えると、借金返済に財政が圧迫されているよと。厚岸町は27%ということで、これは今、順番が言われておりますが、この20%を超えているところは29市131町村あるそうでございます。そんなことで、厚岸町もこの中に入っているということでありまして、この主なる要因は何だったのかということをお尋ねいたします。

それから、毎年度の借金の割合を示す実質公債費比率、もとは起債制限比率と言っていたんですが、これ、地方債の発行に及ぶもので、厚岸町はこれはもう19.5%ということで、途中で2006年から協議制度で自由化になったわけですがけれども、前にもお話ししていたとおり、厚岸町は18%を超えているので、許可制度である。許可制度と同時に、公債費負担適正化計画というのが国から求められているのではないかというふうに思うんですが、これは我が町はどのようになっているのか。

それから、これを18%に戻すというか、この高い比率を適正化というか、許されるというか、そういうところにまで下げていくというか、戻すには、この計画にも、示された資料の中にもありますが、改めてお尋ねしておきたいというふうに思います。

厚岸町は今、お話ししたように、05年度の決算で19.5%、全道平均が16.4%、全国平均が14.8%の中で、比較的高いというふうに思います。

それから、公債費負担比率、これは言葉のあれですが、借金の返済に充てた一般財源の総額に対する割合を示したものでありまして、通常20%を超すと、これも危険ライン。借金返済が重荷であって、財政が厳しいでしょうというふうな見方をされているわけですが、厚岸町は02年度からずっと見ても20%を超えていまして、05年度では21.5%を示しているというか、超えているということでございますので、この3比率についての質問に対して答えていただきたいというふうに思います。

それから、3点目、先ほどの13番議員とのやりとりの中で、普通交付税の確定、今年度においては7月を待たなければ確定しないということでございますけれども、今、答弁書にもあるように、非常に国の動きというか、考え方が変わってきております。そういった意味では、この答弁書というか、今言われた06あるいは07の骨太方針にもあるとおり、今までのような構え方ではちょっと難しくなってきているというふうに私は見ます。そういったことでは、財政担当はどのように受けとめているのか、改めてその点についてお答えいただきたいというふうに思います。

これで2回目を終わります。

●議長（南谷議員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） ご答弁申し上げます。

まず、今後の見通しということですが、財政状況についての今後の見通し、予定どおりいくかというようなご質問かと思えます。

確たることは、ここで全く心配なく予定どおりいくということは私の口からはちょっと言うことはできません。ただし、いくようにしなければならないということで、去る4月の庁舎内における課長会議におきまして、現在、シミュレーションをつくっておりますが、本年度中に第3次の行財政改革基本方針を立てるということで、各課にその旨お示しし、ご協力を願ったところでございます。

この背景には、議員ご指摘のとおり、新法等によりまして、普通会計、いわゆる一般会計のみならず、すべての会計における決算が4指標によって評価されて、最悪の場合にはペナルティーがかかるということを受けての第3次の方針をつくるべきであろうということから、その作業に今、取りかかっているところでございます。

そういう意味で、その方針によりまして、予定どおりいくかどうかというよりも、予定どおりいかなせる方針を立てて、全課協力のもとに進めていこうというふうに考えてございます。

それから、経常収支比率、90%を超えると大変だということでございます。議員ご指摘のとおりでございます。

この原因は何かということでございますが、これは計算式どおり申し上げますと、経常的経費に当てる経常的収入の割合でございます。これは、交付税が下がれば、経常的収入が減るわけでございますので、それによっての上昇ということも一部考えられますし、当然、経常的経費がふえれば、その分も比率が上がります。これはどちらが原因かという、私は主として交付税、いわゆる地方交付税が下がったことによる上昇というふうに考えてございます。

それから、公債費負担比率でございますが、議員ご指摘のとおり、05年度につきましては21.5%ということで、この割合につきましては、公債費の償還に充てる経常的経費、いわゆる一般財源の充当に対する割合でございます。

この比率につきましては、新法ではこの比率は4指標の中には入ってございません。しかしながら、入っていないからといって、これを無視して財政運営をできるとは思っておりませんので、それらにも留意して財政運営に当たってまいりたいというふうに考えております。

それから、実質公債費負担比率でございます。これは、昨年度から導入されたものでございまして、厚岸町は現在、19.5%ということで、資料としてお配りさせていただいたところでございます。町長の答弁にあったように、この適正化計画につきましては、昨年度の改正によりまして、つくる義務づけがされまして、このとおり解消していくということで、全力を挙げて、町長の今までの答弁のとおり、後年度に負担を残さない、起債の発行をできる抑制するということを通じて、この実質公債費比率が最終的には下がる、下げていくということにつながるのではないかと考えております。

それから、2007の骨太の方針ということで、ちょっとタイムラグがございまして、議員質問のときにおっしゃったとおり、昨日、経済諮問会議が17時以降に開催されまして、その長であります内閣総理大臣から諮問され、同日、総理大臣の方に答申がなされたようでございます。したがって、ほぼ原案どおり答申がなされたようございまして、あとは閣議決定がされれば、正式決定ということになるかと思っております。

その内容でございますが、議員ご指摘のとおり、かなり目まぐるしい動きが書かれてございます。特に、地方に直結するものにつきましては、税制改正等で消費税を含めた、町長の答弁にあったとおり、消費税を含めた税制改正、それからふるさと納税等々、それから最も注目すべきところは、2006で表現をしていた歳出の削減、これにつきましては、積み残しの部分を2007で引き継いで、主にいわゆる社会保障費を中心に削減するということは、これは2011年まで11兆円を削減するということが書かれてございます。これを単純割にしますと、年間2兆円ほどの削減をしていかなければ、これが達成できないという計算になるかと思っております。そういう意味からして、国は地方に対して、税収等の伸びがあるものの、国のまづはいわゆる財政運営を優先するものとして、私は少な

くともそのように考えております。

そういう意味からしまして、国が今後どのように動くか、これをまず情報収集と、それからその動きが実際にどのような方法で、どのような時期に断行されるのか、これをしっかりと押さえた中で財政をしていかなければならないと考えてございます。

その意味から、まずはもう情報合戦といいますか、国の動きをとにかく正確にとらえて、そして厚岸町はそれに伴ってどう動くべきかということのを的確に町長の指導のもとに動いていきたいと、このように考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

●議長（南谷議員） 1 番、音喜多議員。

●音喜多議員 次の問題も抱えておりますので、2点だけお話をさせていただきたいと思っております。

今、課長が言われたように、新しい地方財政のあり方について、新しい骨組みができた。これはもう2000何だか、実施しなければいけん、国の考え方ですから、もう決まってしまったわけですから、当然厚岸町もそれに合わせてやっていかなければならないという大きな問題であります。

そういったことでは、実は明らかにこの政省令の改正、この秋には出てくるよと。実質赤字比率だとか連結実質赤字比率、そういった実質公債費だとか、それらについては、政省令がはっきり判明し次第、厚岸町もそれに合わせてというか、1年でも、国が出せということを持たずにして、やはりそのとおりのうまくいっているか、うまくいうか、健全化に向かって進んでいるかどうか、やはりその辺のところを当てはめてみるということが私は必要ではないのかなというふうに思いますので、ぜひアンテナを高くして、財政担当者はしっかりやっていただきたいというふうに思います。

それから、もう一つは、財政全般に言えることではありますが、これからの時代というか、必要な予算と、それから言い方は変ですが、削減する予算、そのメリハリをつけて、峻別するというか、分ける、選択して、集中的に取り組むということが、今後というか、財政運営に対する見方として、そういう視線を与えて取り組む必要があるのではないかなというふうに私は思うんですね、ずっと見てきていて。

やはり、そのことが各自治体で、苦しいときは苦しいけれども、そういうやり方をしている自治体は意外と余裕があるというのか、健全というふうに言われているというのか、町民の気持ちというか、そういう住んでいる方々の取り組み、行政の取り組みを含めて、非常にいい好感的状況が生まれているというふうに思いますというか、そのように見えます。

そういった財政運営においても、そういう視点を取り入れる必要があるだろうというふうに思いますので、そういった考え方についてはどう思われるか、その点をお話しさせていただきたい、考え方を示していただきたいなというふうに思います。

3回目の質問を終わらせていただきます。

●議長（南谷議員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） ご答弁申し上げます。

まず、新法に基づく連結実質赤字比率でございますが、議員ご承知のとおり、既に新聞報道等でお知らせしております、ある新聞では9.2%の赤字ということが報道されてございます。これは概算で、新聞を発行しているところが総務省の公表数値をもとに積算したものでございますが、私どもも、その部分について、当然試算をあわせて計算をしております。ずれはございませんでした。

ただし、これは05年度ですので、当然06年度、18年度、19年度というふうに、議員ご指摘のとおり、国から求められる前に、事前に町としてどのような推移をたどるのか、全会計を含めて試算をし、黄色信号になるのか、赤信号になるのか、その辺を見据えた上で財政運営をしていきたいと考えております。

政省令は、議員ご指摘のとおり、この秋ごろになりそうだとということで、どのラインでいわゆる線を引かれるか。20%になるのか、25%になるのか、その辺はまだいまだわかっておりません。これがはっきりし次第、当然、厚岸町はどの位置にあるのかわかってくると思いますので、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

それから、必要な予算、削減してもよろしい予算というふうにとらさせていただきたいと思いますが、当然これはめり張りをつけるべきだと思います。ただし、少なくとも意味のない削減してもいい予算というものはつけているという考えは私にはございません。すべて住民サービスのために予算というものを議決いただいているものというふうと考えております。その意味におきまして、削減ができる予算、可能な予算という表現をさせてもらいますが、そういう可能なものにつきましては、町民サービスを優先しながら、できる限りご理解をいただいた中でやっていきたいというふうに考えております。

それから、必要な予算につきましては、これは当然やらなければならないという必要な予算という意味で説明させていただきませんが、それにつきましては、財政的な大変な時期ではありますけれども、それなりの予算措置をするべきであると私は考えておりますので、そのようにしたいというふうに考えております。

そういう意味では、町長が常日ごろ指示をしているのは、「あれもこれも」から、「あれかこれか」ということを選択肢、これらを頭に入れながら、指示をいただいて、財政運営をしていきたいというふうに担当としては考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

●議長（南谷議員） 以上で音喜多議員の一般質問を終わります。

●議長（南谷議員） 本日の会議はこの程度にとどめ、あすに延会したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこの程度にとどめ、あすに延会いたします。

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成 1 9 年 6 月 2 0 日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員